

地域と農業

会報

第 18 号
Aug. 1995

Summer

特集

自由化と地域農業



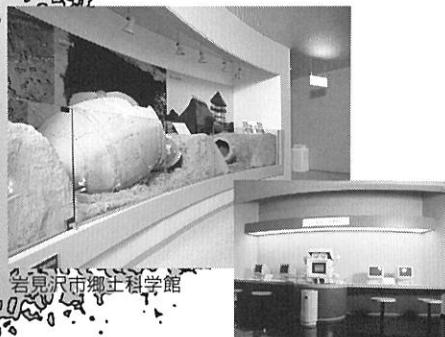
社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布温泉センター



函館市北方民族資料館



岩見沢市郷土科学館

北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしつかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

(おもな業務内容

- 博物館・資料館など展示施設の設計・施工
- パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
- 映像やコンピュータ装置による観光案内施設
- 看板・標示板などのサイン計画

) **gb** 株式 現代ビューロー[®]
GENDAI BUREAU CO., LTD.

〒060 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

Vol. 18

— 目 次 —

(表紙写真)

『牧草刈り取り・ひとやすみ』

宗谷・中屯別

(後方の山は敏音知岳)

撮影者 谷口 雅之



2

み
る
観
察

農村活性化の条件

— 新たな「基本法」の制定を —

研究所長 七戸 長生

4

特 集

『自由化と地域農業』

=平成7年度通常総会特別講演=

立正大学 教授 森島 賢

新食糧法の運用課題

—『農業と経済』(富民協会刊)7月号から論点の一部を紹介する—

17

中村 靖彦氏(NHK解説委員) 河相 一成氏(東北大学教授)

山田 俊男氏(JA全中部長) 荒田 盈一氏(日米連常務理事)

29

解 説 =今こそ日本農業と食の再生=「食糧問題フォーラム」in とうま

基調講演: 命一番・金は二のつぎ

菊池養生園 所長 竹熊 宣孝

35

BOOK REVIEW 嘉田良平・浅野耕太・新保輝幸 共著

『農林業の外部経済効果と環境農業政策』

北海道大学 大学院 林 健次

36

北海道地域農業研究所の会員加入の推移と主要事業の概要

41

掲示板

42

Ess ay

シュー マッハー の読みかた

グローバル地域研究所 小松 光一

連載 No.4

あのマチ・このムラ地域おこし活躍中

45

=東川町の事例=『ニュー・ステップ・アップ・100』

J Aひがしかわ営農課長 村瀬 慎治

(レポーター) 専任研究員 須田 泰行

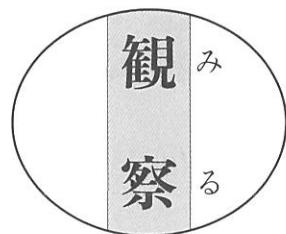
48

ときの話題 「平成大不況の後に迫りくるもの」

北海道立中央農業試験場 経営部長 長尾 正克

51

お知らせ・DATA FILE・編集後記



農村活性化の条件——新たな「基本法」の制定を——

研究所長 七戸長生

地域農業の振興という課題は、もともと非常に包括的なテーマであるため、総論の段階から一歩、具体的な方向づけの段階に踏み込んでいくと、とても簡単に焦点をしぼり込むことができなくて難渋することができない。この傾向は、地域に住む人々の価値観の多様化によって一層募ってきているように思われる。

農政全般についても、平成四年の六月に新政策（食料・農業・農村政策の方向）が打ち出されてからこの傾向が一段と強まっているように思われる。というのには、新政策が従来の農政理念を拡張して新しい時代に即応したさまざまな観点を取り入れたことは誠に結構なのだが、それらをどのようにして総合化し、統一的な政策体系として打ち出していかか、という肝腎の点がいまひとつ不明瞭なままに推移しているからである。昨今しきりに各方面から「食料・農業・農村に関する」といふに基本的なねらいがある。

「基本法」の制定を求める声が高まっているのも、こいつた新たな政策理念と政策目標を明確にして、それを実現する政策再構築の枠組みを明示してほしいという要望を示すものであろう。

とりわけこの「基本法」制定の必要性と緊急性を痛感させるのは、新政策の基軸と目される認定農家制度が一向にはかばかしい進展を示していないことである。周知のようにこの制度は、平成五年八月に施行された「農業経営基盤整備強化促進法」に基づいて、地域農業の発展にとって望ましい経営を行おうとしている農業者を認定農業者として認定して、長期低利の融資や税制などの面でさまざまな政策上の優遇措置を与えることによって、農業の担い手確保を図るとともに、その活動を通じて地域の農業構造の改善を進めようとするところに基本的なねらいがある。

じいのが全国の中でも経営規模の拡大が最も急速に進み、画期的な高能率の大規模経営が数多く形成されつつあるとみられる北海道においてさえも、この認定農業者の誕生は遅々として進んでいない。去年六月末時点の全道の認定状況をみると、各市町村の策定した「基本構想」に照らして認定を受けた農業者は五三三二〇人であつて、全道の総農家数八・五万戸（販売農家七・七万戸）のうちの僅か六・七%の比率を示すにすぎない。これは一体、どうしたことであろうか。

その背景にはさまざまの原因が考えられる。

第一に、農業者が自主的に手を挙げて申請する仕組みになつてゐるとはうえ、国レベル——道レベル——

市町村レベルという段階を踏んで関係機関が決定した認定基準が設けられているため、杓子定規の雰囲気にはある拘束感がつきもと。また、政策的な優遇措置を受ける利点があると雖しても、負債問題などの個々の経営の実情に応じた弾力的な運用が、実際にどの程度認められるのか判りないと云つた声もよく聞く。しかも地域の農業、ひいては今後の日本農業の中心的な担い手として仰々しく位置づけられる」とも、別に集落のためとか、国のために、農業をやつてはいるわけではないといふアレルギーをそなえりしじ。

しかし何と云つても最も大きいのは、農業をめぐる情勢に先行き不安が濃厚で、経営の将来に自信と展望が持てないということではなかろうか。そもそも新政策が打ち出されたのは、国際化時代に即応した日本農業の今後のあり方を明示するためであった。じいのが経済的にはもっぱら市場の需給動向に順応する」とが強調されていて、農業者の切望する安定的な所得実現につながるような価格政策が欠落しているため、いよいよ食管制度が廃止され、畑作・酪農の総自由化が押し寄せてくる今日の段階では、深刻な将来不安に襲われていて、とても認定農業者じいの話ではないというのが実情であろう。

もし仮にそうだとしたら、じいの農業者の将来不安を一掃するためにも、上述の「基本法」の制定が切実に望まれる。それは同時に国民各層の中広く形成されつつある、地球規模の自然環境の破壊の進行や国際的な穀物需給の逼迫に対する将来不安に対し、国としてその打開のために、具体的にどのような施策を講じようとしているかを明示する」とでもある。

今いふと、国民経済の安定化をめざす「基本法」の制定が最優先の課題となつてゐるのである。

平成七年度通常総会特別講演

とき・平成7年5月31日
ところ・札幌市 共済ビル

自由化と地域農業

立正大学 教授
森 島 賢

▼森島 賢（もりしま さとる）さん



1934年生まれ。

農学博士。

1963年 東京大学大学院農業経済学専攻修了

1964年 農林省農業技術研究所勤務

1978年 北海道大学農学部助教授

1984年 東京大学農学部教授

1994年 同大学定年退官
立正大学経済学部教授

現在に至る

〈各種委員〉

農林水産統計観測審議会委員・千葉県農政審議会委員

〈主要論文等〉

「野菜の価格形成」(明文書房・1978年)

「コメ輸入自由化の影響予測」(富民協会・1991年)

「コメ輸入自由化反対論」=農業構造の計量分析=

(富民協会・1994年)

「コメの生き残る道」(東京新聞出版局・1994年)

農産物自由化の問題について話をさせていただきます。

方から最も強く受ける地域であると考えるからです。

農産物といいましても、私はこれまで主にコメの問題を研究してきたので、今日の話も主としてコメのことになりますが、酪農についても最近研究をはじめましたので、余り熟知していないからむしろ大胆に話せるとも考え、私なりの問題点の抽出と見解を示したいと思っています。

特に、農産物の自由化によって、これから北海道農業あるいは地域農業はどのような影響を受けるかということについて話をさせていただきます。

端的に言つて、北海道が今度の自由化の影響を、コメと酪農の両

が承知のとおり、ガツツ・ウルグアイ・ラウンジの農業合意が九年二月一五日に決着しました。その中でコメに関しては、今年度からミニマム・アクセスとしてその輸入が義務づけられました。

「新食管制度」のポイント

コメの問題

その量は精米換算で、初年度三七万九〇〇〇七、最終年度七五万八〇〇〇七となっていきます。現在のところまだ輸入されていませんが、七月の参議院選挙が終わつた頃から開始されるようです。

このように選挙前に、農家の反発を買つ」としないというのは、政治家もまだ農業を無視できないものとして考えている、農業にまだ力があるということです。しかし、全体からみると政治家は今後は農業を無視しようとしています。そういうなかで、日本のコメが全体としてどうなるのかということです。

昨年の一月に『主要食糧の需給及び価格安定に関する法律』(通常・新食糧法)が成立しました。この法律が、今年の一月から施行されますが、その運用の具体策はまだ決まっていません。

官僚は、輸入と同じように、はじめに具体的な運用の方途を決めず、新聞を読みながら、政治家や農家の顔色を窺い試行錯誤しながら、その都度、具体的な運用を決めていくと思います。

現在は政治家の力が弱くなり、官僚の力が強くなっています。官僚は前例を大事にするため、最初にどのような運用がされるかが肝心だと思います。

制度の大枠は決まっています。

その非常に広い枠の中で、これからどのように運用していくかを都度決めていく構えだと思います。

私は、「新食糧法」には、つぎの三つのポイントがあると思います。一つ目は政府が輸入米をどう処理するか、二つ目は減反をどうのうに実施していくか、三つ目は調整保管をどうのうに運営していくかです。

以下ではこれらについて詳しく述べてみたいと思います。

輸入米の処理方法

日本政府は本年度、国内需要量の四分の一を輸入するといつても、アクセスを認めました。なお、この「ミーマー・アクセス」という用語について、新聞では「最低輸入量」と表記されていますが、「最

低輸入義務」とした方が正確です。そして新聞は「今年からのコメは部分的に自由化したのだ」と書いていますが、これは、はつきりした嘘です。コメは自由化したのではありません。

現在、コメの在庫は過剰な状態にあります。昨年の大豊作と消費の減少から今年の一月末には、国産米だけで一〇〇万七あるいはそれ以上の量を在庫として持ち越しそうです。さらに昨年大量に輸入した、緊急輸入米が九四年一月一日現在で九八万七余っています。それらを合計すると三〇〇万七になってしまいます。

このような状況の下で四%輸入することになります。そして四%の解説も、当初の三七万九〇〇七が、最近では玄米で四一萬六〇〇〇七に変わっています。日本では通例コメの需給数字は玄米を用いますから、今後の重要な問題はミーマー・アクセスとして輸入される約四三万七の輸入米をどうのうに処理するかです。

そうかと思うと、九四年一月十六日に農水大臣は「ミーマー・アクセス米の導入に伴う輸作の強化は行わないとの方針は、これまで度々申し上げておるようになります」と語りました。

ついで注意しなければならないことは、ミーマー・アクセスとし

ガットの合意を受け入れた直後の九三年一月一七日には、「ミーマー・アクセス導入に伴う輸作の強化は行わない」ことを閣議了解しています。これが怪しくなっています。

九四年一月二日の衆議院WTO委員会において政府は、「ミーマー・アクセス米は内外無差別のため、主食・加工用にも予定している」と答弁しています。この答弁の通りであるならいざれ減反強化となる。これは九三年一月の閣議了解に反しています。政府は国会でこのように答えておいて、政治家や農家の顔色を窺つてみると、ボーッとしているようだつたりそのまま行つてしまえと思つています。

そうかと思うと、九四年一月十六日に農水大臣は「ミーマー・アクセス米の導入に伴う輸作の強化は行わないとの方針は、これまで度々申し上げておるようになります」と語りました。

て輸入するコメは、自由貿易で輸入するのではないということです。コメを自由化し、自由貿易となれば、内外無差別の原則に従わなければならず、輸入米を国産米と同じように扱わなければなりません。しかし今回、「ミーマ」・アクセスとして輸入するコメについては、自由貿易ではなく「義務」として輸入するのです。

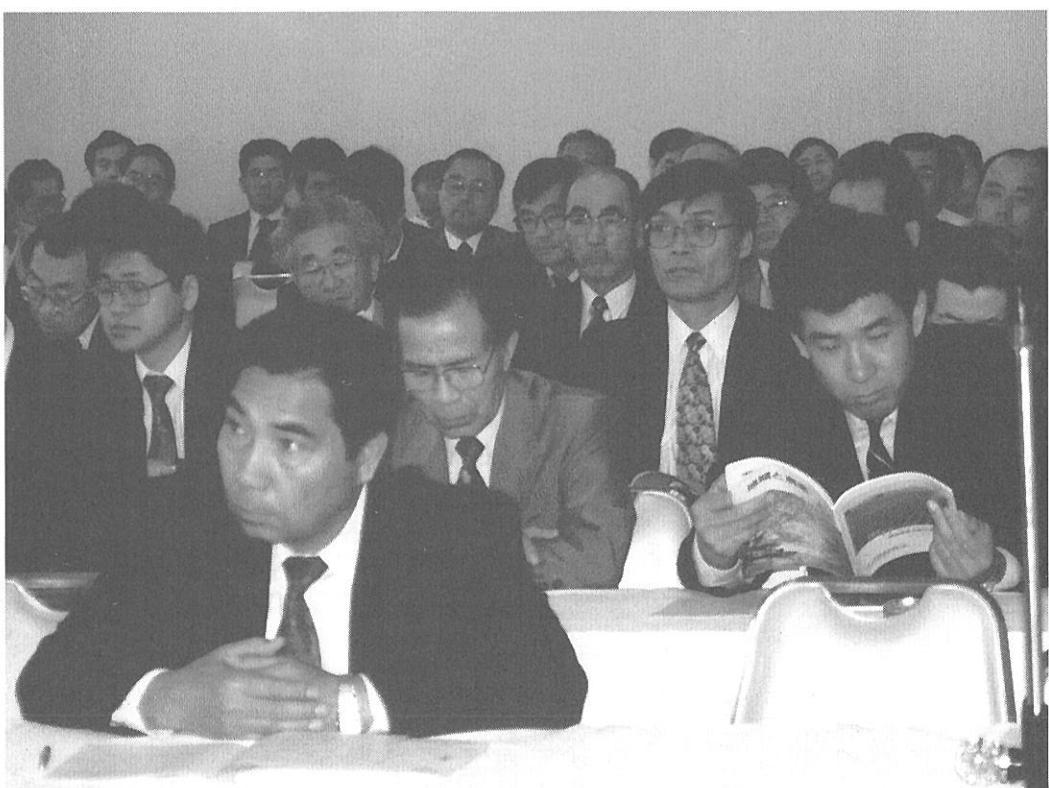
今後六年間、コメは国家貿易の対象品目であり自由貿易ではない。そこへ新聞が「部分的だが自由化した」と繰り返し、「輸入自由化したのだから内外無差別が原則」と報道する。これは大間違です。コメは国家貿易の対象なので、政府は国益に従つて輸入することができるのです。

日本では、すでに牛肉でそのことの経験をしてきました。牛肉は四年前に自由化しましたが、それまでは国家貿易で輸入をしてきました。畜産振興事業団が国益に従つて、牛肉の質・量を国の代理として選択、決定し輸入を行つてきました。コメについても、同様に政府が

決めることができるのです。そこで、輸入米の具体的な用途について考えてみましょう。

まず考えられるのは四三万七千を全部捨ててしまうことです。あるいはこの方法が最もすつきりしていませんが、これはもつたないことです。そこでつぎに考えられるのが、これまでの需要部門を圧迫せずに、新たな需要を開拓することです。例えば、アルコールにして自動車の燃料にする、工業用の糊にする、家畜の飼料にするなどなどが考えられます。

かつて農水省米審が第一次過剰時（昭和四五年頃）検討したところによると、これらのなかで最も高く売れるのは飼料用としてです。日本は、飼料用穀物を約一〇〇〇万七千を輸入していますので、輸入米の四三万七千を飼料用に回しても、飼料用穀物全体にとってみればたいたいした量ではありません。コメの混入給餌では、鶏卵の黄身が少しばかり白っぽくなるようですが、添加剤を併用すれば簡単に解決するそうです。このように新しい用途を創出すれば、減反強化をしな



べても済みます。

輸入米の用途として、つまに考えられるのが、発展途上国への援助という方法です。これについては様々な問題があり、一〇万セガ程度だと思います。

その問題の一つは、日本がコメを援助するにじて相手国のコメ生産を圧迫するといふことです。援助された側に日本を置いてみたとき、日本の農家が喜ぶかと云ふことを考えてみれば、その問題点は歴然とします。もう一つは、コメの輸出国市場を圧迫するという問題です。輸出国側が、これもコメを販売していた相手国に、日本が無償でコメを援助すれば黙つていないと云ふことは、わからなくなるでしょう。

このことでも、かつての第一次過

剰時代に農水省はすでに経験済ですか、せいせい一〇万セガ程度しか考えていないと思うのです。

さて六年後には、関税化にするか、三・一マ・・アフセスをつけられるかを決めなければならないのですが、どうやら政府は一〇〇一年からの自由化を考えているので

す。

「コメの輸入を自由化して、日本のコメ生産が維持できるのかを考へる」という方法です。これについては様々な問題があり、一〇万セガ程度だと思います。

日本の「コメは「安い」か「高い」か」「いま、「うまい」か「まずい」か、これがだけ考えればよいわけです。

まず、価格の問題です。国産米は約一円、タイ米は千数百円で十分の一以下、アメリカ米は四分の一以下です。この点についてコメの輸出国市場を圧迫する人には、価格競争で勝てるといふ人はいない。日本がコストダウンでがんばって何とかなるという水準ではない。国産米と輸入米とは、価格競争は無理だということは、ほぼ自明なことじつてよこと思ひます。

一〇万セガは、品質競争についてです。九四年に緊急輸入したコメは、味がよくなかつたために売れ残ってしまいました、九五穀年度はじめに輸入しても、消費者はまずいものは買つてくれない、だから自由化しても品質競争で何とかやつ

ていけるという意見があります。

しかし私は、これも不可能であると思います。いきなり「うまい」コメを輸入しようととても無理だと思います。

現在、世界で生産されている「コメの大半はインティイカ米です。これを「まずい」と云うのは、日本人、韓国人、中国人の一部といった少数の民族です。だから、日本人にとって「うまい」ジャバポニカ米を急に集めようとしても無理な話だったのです。

九四年のような緊急輸入の事象を捉えて論ずるのではなく、一〇年後、一〇〇年後まで視野に入れて考えなければいけないということです。将来、タイやアメリカでも彼らが「まずい」と感じているジャバポニカ米が、日本で「うまい」と評価され商売ができると儲かるとなれば、どんどん生産するかも知れない。実際、すでにアメリカ、タイ、スペインではジャバポニカ米が生産されはじめています。

日本の輸入業者が技術者を現地に派遣して、開発輸入を始める。一〇年後には、世界中で「うまい」

ヤバポニカ米ができるようになると、思います。タイは賃金の高騰から米価も上がっていますが、後にはベトナムやミャンマーがひかえて入られる」とは可能になるでしょう。そうすれば日本の農家は品質競争でも勝てないと云うことがあります。

今後重要なことは、三・一マ・・アフセス米は「止むを得ず輸入したものであつて、自由化の準備のために輸入したのではない」ということを政治家にわかつてもらつことがあります。官僚が恐いのはやはり政冶家です。

そのため三・一マ・・アフセス米をどう扱うか最初が大事です。

減反問題

つぎに減反について、かなり輪郭がわかつてきました。

「新食糧法」において減反がどのように位置づけられているのかをみてみましょう。現在の時点でもかなり具体的なことが決定されて

います。それは、減反を選択制にして、減反に協力した農家を政府の買入れの対象にあるというものです。

つまり政府は、「減反した人から一万六四〇〇円くらいで買ってあげましょう」というわけです。政府はこれを減反の奨励策と考えているのですが、これは奨励策になつていません。現在、米価が約一万円であることを知らないのでしょうか。もし仮に、「一万六〇〇円で賣上げます」とでも言えれば、選択制減反になるかも知れません。農家のなかにも減反を選択する人が出でてくると思います。

しかし、政府が考えているような低い価格では誰も減反に参加しようとしないからです。しかも、政府が賣上げる量は、備蓄米としての一五〇万七十五〇万七に限られるのです。

いのうな条件の減反選択制では、米作農家はみんな「メを作りたいのですから、大部分の農家は減反をやめて「メを作付けするようになります。『新食糧法』の下では流通が自由

化されるのですから、「メは需給関係で価格が決まるようになります。政府が管理するのは、備蓄用買上げの一〇〇～一〇〇万セに限ります。供給過剰の下で減反を完全選択制にしたり、米価はズルズル下落していくと思います。したがって計画とおりに減反が実行されるかどうかが重要な問題となるのです。

今後、減反がどのようになるかを考えてみたいと思います。先の事情のように選択制減反が機能しないとすれば、全国の産地が、公平な計画・割当方式で減反せざるを得ません。その場合、西日本と東日本の事情の相違がそのことを可能にするかかどうかが危惧されえきます。全国で計画とおりの減反が整然とできるかどうかが大事です。

日本政府は、「マ・アワセス導入に伴う転作の強化は行わない」としているのですが、減反強化をしないなら政府はどのような方策を講じようとしているのかを考えなければなりません。

その方策としては、他用途利用米を廃止して、そこに輸入米を充てる方法が考えられます。そうすれば、他用途利用米は転作物であつて「メではない」ということによつて、他用途利用米を廃止しても減反強化にはならないと政府は言い逃れをすることができます。

農協による調整保管の運営

減反を計画とおりにやつたとしても、「メは農産物ですから豊凶の差があります。豊作のときに穫れ過ぎた「メ」を市場に出したら、米価は下がっていく。価格を下げないためには過剰分を倉庫に入れ保管すればよいわけです。これ

が調整保管です。

米価を上げたかつたら、多めに調整保管すればよくなります。しかも、このことについては「新食糧法」の第一五条に「自主流通法人（私は、これを全農と解釈します）は、…次に掲げる業務を行うものとする。②：調整保管

（米穀の生産量の増大による供給過剰に対応して必要な数量の米穀を在庫として保管することをいう）を行う」とありますから（本来は独占禁止法違反と思いまが）、法律でやれといつてはですか、「やつてよいわけです。

調整保管すればよくなります。最低でも一年間は保管しなければならず金利や保管料がかかります。また、古米になるので、販売するときには値段を新米よりも下げなければならない。これらを合計すると、調整保管には相当な費用がかかります。

この費用については、法律で調整保管について規定したのですから、政府が全額出すのが本筋だと思います。しかし、全部出すことはしないでしょ。そのため調整保管費用の一部は、生産者が負担することになると思います。全農や全中では、一俵当たり二三〇〇円くらい出してもらいうと、きちんと調整保管ができるという計算をしています。農家がこれを納得し、これまでの農協の手数料に加えて

二〇〇円出すかどうか、もし納得し実行できれば米価を農協が決めねじができます。

以上の二点が重要です。とりわけ大切なのは最初の輸入米です。

輸入米をダラダラ市場に出しておいて、「減反をしなさい」と言つても、農家がやるかどうか。減反が崩れてしまえば調整保管も何もなくなる危険がある。(三)「ア・アセス米をどう扱うかが一番大事と言つたのは、そのことが懸念されるからです。

自由化ではなく、止むを得ず//し実行できれば米価を農協が決めるのがあります。
「単位農協が生協と直接契約を進める」という話題があります。私はこれをやめろといつてはなりません。ただし、「減反をきちんとやつて下さい。調整保管のための費用をきちんと負担して下さい」ということを主張したいのです。

ガットを受け入れた時の総理大臣は、「コメを命め、包括関税化をそのまま受け入れる道」は、わが国の農業、農村に深刻な影響を与える、その存立を危うくするものであつて、到底この道を選択し得るものではありません」と述べており、自由化したら大変なことになると認識がきちんとあつた。それがだんだん不明確になつて、自由化しても、六兆円あるのだから何とかなるのではないかと語が変わってきた。

繰り返しますが、このことをきちんと出来れば農協が「コメの全量

を把握できる、米価も管理する。それが「つか食管」と謂つたのであれば、きちんとした処理をして減反を強化しないことが重要です。

もう少しシナリオをつけます。加工用の需要は(誤差は多少あります)推計で一三七万七あります。「他用途利用米を作る」は嫌だ、それは輸入米に任せろなどと言つては、その分野がどんどん浸食されてしまいます。次いで業務用へ、外食市場へ、そして最後は家庭にまで入ってきます。かつて、牛丼がそのような経過を辿っています。現在、加工用と業務用の牛丼はすべて輸入肉に市場を占有されています。

「うちの「コメはうまい」「よい買い物が見つかたので売つてしまえ」「減反も調整保管もうちの「コメは関係ない」と聞かれては大変です。今回の「コメはうまい」「よい買い物が見つかたので売つてしまえ」と述べておつ、なれば内外価格が「コメの場合」はそれがないわけですから、牛肉よりももっと深刻な影響が出てくると思います。

そして牛肉の場合、輸入の影響は豚にも鶏にも振られたのですが「コメの場合」はそれがないわけですから、牛肉よりももっと深刻な影響が出てくると思います。

しかも、内外の品質差は「コメのほうが小やいのじゆ。かんと出来れば農協が「コメの全量

今回、関税化やれぬい」となったバターと脱脂粉乳の内外価格差をみてみましょう。

バターの輸入価格は、九四年度で当たり一四六円です。これに對して、国内の卸売価格に近い位置づけにある安定指標価格が、九九三円です。

輸入価格が一四六円、国内価格が九九三円ですから六、七倍の内外価格差があります。また脱脂粉乳については、輸入価格が一六四円であるのに対して、安定指標価格が五一四円です。これは内外価格差が三倍くらいです。

農水省は、関税化しても取り敢えず六年間は大丈夫といつています。しかし、農家は六年間でたくさん稼いで、その後サフワーマンになるところにはできません。

酪農の問題

一〇年後、一〇年後を考えるとになります。農家にとっては、「一〇年後も大丈夫だ」といふことはないと困るわけです。

今回の合意では、「バターと脱脂粉乳については関税化することになりました、当初は高率の関税をかけることになります。バターでは九八五円の関税をかけます。関税だけで、いまの国内の取引価格よりも高いわけです。一〇〇〇年には二〇%の関税をかけることになります。しかしその後は、それがどんどん下がっていくことになると思います。高い関税率というのは一つまり、高率の関税がかけられることにとっては、たじえは一〇〇円のモノに六〇〇円の関税をかけて七〇〇円で売ることですから、新聞が黙っていない。

「せつから自由化したのにバターの価格が下がらない、調べてみたら七〇〇円のうち六〇〇円が税金だった。農水省も消費者のほうを向いた行政をやつて下さい」と、言うでしよう。

そして、関税率が段々下げられ

て、最後には一四六円と九九三円の勝負をしなければならない。これは規模拡大では解決が無理だと思います。米の場合は、「うまい」「まわい」という話がありましたが、乳製品はないでしょ。ですから、自由貿易に間違いがあることを政治家や新聞にわかつてもらひ。これしかありません。

十勝の酪農家に「一〇〇〇年以降も関税率を下げなかつたら、やつていけますか」と聞いたら、「やつていける」という答が返ってきました。関税化を永久につづければ、北海道酪農はやつていけるそうです。自由貿易は悪いものだ、というふうなことをわかつてもうひとつあります。

が一番大事です。

べ、一〇〇一年に自由化になると仮定すると、コメを作る人や酪農をする人が離農で減少した時期に、そのような事態を迎えるそうです。世界の人口が、三十年後には二〇億人増えるといふ予測があります。その根拠は、これまで多産多死だった、特に途上国がそうでしたら、そろそろはなくなりつつある。そして、世界の平均寿命が延びてきている。

他方で、それと同じペースで食糧増産をすればよいのですが、それは大変難しい。農地を増やすことで三〇億人の食糧を賄うことは無理です。残されているのは単位収量を上げることですが、これも

先進国では、肥料や農薬の増投は環境保全の制約から難しい。途上国では公害対策に費用を振り向けるだけの余力がないなど、こぢりもかなり悲観的です。

世界の一人当たり食糧の供給量は、一九八五年をピークにして、ジリジリ下がっているようです。

レスター・ブラウン氏（ワールド・ウォッチ研究所長）によれば、今後、中国が本格的に畜産物を食

世界の食糧需給

近い将来、世界の食糧が足りなくなる時期は必ず来ると思います。

日本の場合、実にタイミングが悪



自由化と地域農業（森島 賢氏・講演レジュメ）

I. 市場開放

| | | |
|-----------|----------|------------|
| ミニマム・アクセス | 1995年 | 2000年 |
| (最低輸入義務) | 4 % | ⇒ 8 % |
| 2001年以後 | 関税化する場合 | ⇒ 関税率は切り下げ |
| | 関税化しない場合 | ⇒ 追加的代償措置 |

II. 新食管制度のポイント

| | | |
|-----|--------------------------|-----------------------------|
| 性 格 | ×…輸入自由化の準備 | ⇒ 高齢者・兼業者の排除、農業・農村の崩壊(注1,2) |
| | ○…農業、農村再建のための食管制度 | ⇒ 安全な食料と環境の確保 |
| 輸入米 | ×…自由貿易の原則を適用(注3) | ⇒ 減反強化 |
| | ○…飼料用・海外援助用にする | ⇒ 減反強化はしない(注4,5) |
| 減 反 | ×…正直者が損、ズルい人がトクをする | ⇒ 米価暴落 |
| | ○…減反廃止を目指すに掲げ、みんなでシッカリ減反 | ⇒ 米価維持 |
| 流 通 | ×…業者が牛耳り、農協は撤退 | ⇒ 過当競争 ⇒ 共倒れ |
| | ○…農協への全量出荷、共同販売、調整保管(注6) | ⇒ JA食管 |

注1) 内閣総理大臣（1993年12月14日・記者会見）

「コメを含め、包括関税化をそのまま受け入れる道……は、我が国の農業、農村に深刻な影響を与え、その存立を危うくするものであり、到底この道を選択し得るものではありません」（毎日新聞・1993年12月14日・夕刊）

2) 日経連会長（1994年8月18日・セミナー講演）

「国際的にたち打ちできないという米作りが、……将来とも日本に適したものであるかどうか、という基本的な問題も議論されて然るべきと存ずるものあります」（NHKニュース・1994年8月18日）

3) 政府の国会答弁（1994年11月22日・衆院WTO特別委）

「ミニマム・アクセス米は内外無差別のため、主食・加工用にも予定している」（日本農業新聞・1994年11月23日）

4) 閲議了解（1993年12月17日）

「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」（全中資料）

5) 農林水産大臣談話（1994年12月16日）

「ミニマム・アクセス米の導入に伴う転作の強化は行わないとの方針は、これまで度々申し上げているように今後も堅持して参る所存であります」（農水省「今日の話題」・1995年1月号）

6) 新食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）第29条

「自流通法人は、……次に掲げる業務を行うものとする。

② ……調整保管（米穀の生産量の増大による供給の過剰に対応して必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう）を行うこと」

III. 内外の米価

国産米（東京、1995年5月、自由米・玄米60kg当たり）

| | |
|-------------------|----------------|
| コシヒカリ（新潟・一般、自主米） | 23,800～24,100円 |
| ササニシキ（宮城・県北産、自主米） | 18,500～19,000円 |
| 初 星（福島・自主米） | 19,800～20,200円 |
| 日 本 晴（兵庫・自主米）（大阪） | 19,000～19,500円 |
| もち陸稻（未検、2, 3等格） | 9,000～9,500円 |

（資料：日本経済新聞、1995年5月23日）

タイ米（バンコク、タイ貿易取引委員会、1995年5月25日、玄米60kg換算）

| | 輸出価格 | 輸入価格（注7） |
|-----------------|--------|----------|
| 長粒種米（100%、1級） | 1,543円 | 1,711円 |
| 長粒種米（100%、2級） | 1,474円 | 1,642円 |
| 長粒種米（破碎米含有率5%） | 1,336円 | 1,503円 |
| 長粒種米（破碎米含有率10%） | 1,313円 | 1,480円 |
| 破碎米（A1スーパー） | 1,106円 | 1,272円 |

（資料：日本経済新聞、1995年5月26日）

注7）海上運賃は、米ガルフー日本間の穀物1t当たり33.75～34.5ドル（日本経済新聞・1995年5月22日・夕刊）を玄米60kg当たりに換算して159円（1\$=87.25円）と推定、海上保険料は0.6%。

IV. コメの用途別・品質別消費量（万トン、米政策研究会推計）

| | 家庭用 | 外食用 | 加工用 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-------|
| 特上米 | 395 | 26 | 7 | 428 |
| 上米 | 141 | 25 | 0 | 166 |
| 中米 | 66 | 83 | 33 | 182 |
| 標準価格米 | 87 | 19 | 0 | 106 |
| 並米 | 1 | 9 | 76 | 86 |
| もち米 | 31 | 0 | 21 | 52 |
| 計 | 721 | 162 | 137 | 1,020 |

V. コメの国内供給に関する世論（1993年11月7～8日）

問：主食のコメは、基本的に国内で供給することが必要だと思いますか。

そうは思いませんか。

答：そう思う……………82%

そうは思わない……………15%

その他、答えない……………3%

資料：朝日新聞(1993年11月11日)

全国の有権者3,000人が対象、学生調査員が個別に面接調査、有効回答率は77%。

VI. 北朝鮮へのコメ支援問題

〈朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）国際貿易促進委員会代表団

日本の連立与党首脳との会談（1995年5月26日）でコメの貸与を要請〉

李成禄委員長

「（緊急輸入米の売却残84万tを）全部ほしい80%でもいい。梅雨入り前に貸与してほしい。

（返済方法は）日本側のやりやすい方法でいい。…現物返済かどうかにはこだわらない」

（日本経済新聞・1995年5月27日）

「農水省によれば在庫輸入米は4月末時点で84万tで、50万tは飼料用に売ることにしており（注8）、この一部が北朝鮮への支援に充てられるとみられる」

（朝日新聞・1995年5月27日）

〈韓国政府の関係閣僚会議（1995年5月27日）〉

「…南北関係の特殊性を考慮して、慎重に処理することが望ましい」

（朝日新聞・1995年5月27日・夕刊）

注8）農水省「緊急輸入米の取扱いについて」（1995年5月）による処分予定は次の通り、
援助用10（？）、飼料用50、加工用7、業務用7、未定10、計84（万t）。

新食管制度のシミュレーション分析の概要

〈米政策研究会〉

今年（一九九五年）から新しい食糧管理制度がはじまる。また、**「三・二・マ・アフセス（最低輸入義務）による米の輸入もはじまる。**今後、米の需給は大きく変わるだろう。

このシミュレーション（模型実験）分析は、**「三・二・マ・アフセスによるコメの輸入が決まっている一九九五年から一〇〇〇年までの、今後六年間を対象にして、この期間のコメの需給をシミュレーション分析したものである。**

「コメの供給は天候によつて作柄が変動するので、需給の状況は不確定である。」この点を考慮して、このシミュレーションは作柄がある分布（標準偏差が7%の正規分布）にしたがつて、不規則に変動するこじを仮定して、今後のコメの需給を数値的にシミュレーションした。いわゆる、モンテカルロ・シミュレーションである。

新食管制度は、新食糧法に基づいて行われるが、新食糧法は、その名の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が示すように、需給と価格の安定をめざしている。コメの需給を安定させるためには、供給と需要をむとに安定化しなければならない。そうすれば米価も自ずから安定する。

はじめに、需要の側からみてみよう。一九九四年春のコメ不足による消費の大幅な減退は、その後、回復基調にあるので予測上の問

題は、それほど大きくなつたと思われる。今、やし迫つた大きな問題として、**「三・二・マ・アフセス米による減反の強化をしないために、三・二・マ・アフセス米を飼料用や海外援助用などの新規需要にぶり向けるか、否か」という問題がある。**これは次の供給側の問題のかで考えよ。

供給側には二つの問題がある。第一の問題は今年から始まる**「三・二・マ・アフセス米の処理方法である。**今年からコメの輸入が部分的に自由化された、といつ誤った理解が広まつてゐる。しかし、コメの輸入は今後少なくとも六年間は自由化しないで、これまで通りに国家貿易をつづける」とに決まつてゐる。

国家貿易の下での輸入だから、**「三・二・マ・アフセス米は国益に沿い、政策目的に従つて処理されねばならない。**しかし、政府はいまだにその処理方法を明らかにしていない。**「三・二・マ・アフセス米による減反の強化を行うか否かは、今後のコメの需給を考えるとき最も重要な点である。**

第一の問題は減反問題である。これからば、減反は自由に選択できるようになる、といつ誤った理解が広まつてゐる。米価の暴落を避けるには、今後も減反を続けなければならないが、政府の助成策は全く不十分なものである。だから、減反を実効性のあるものにするには、自由な選択制じるか、ある種の強制感を伴つて生産者の全員が参加して減反する」とになるだろう。減反計画が計画通りに実施されるか否かは、今後のコメ需給を考える上で重要な点になる。

第二の問題は調整保管の問題である。これからコメは自由に販売できるようになる、といつ半ば誤った理解が広まつてゐる。減反が田標通りに行われたとしても、作柄による供給量の変動は避けられない。供給量が需給量を超えた場合、個々の生産者やJAが自由に販売すれば、米価は下落する。

これを避けるには供給の総量的な調整が必要である。需要量を超えた分を全農などが調整保管することは、新食糧法に明記されている。しかし、これには経費がかかる。この経費を政府の助成策の下で、生産者の全員が負担して調整保管を有効に実施するか否かは、今後の「メ需給」とつて、重要な点である。

以上に示した三つの重要な点が決まれば、今後の「メの需給の状況は把握できる。しかし、いずれも未だに決まっていない。

そこで、この三つのシミュレーションは、以上の三つの政策的な選択肢、つまり「(マ)・アクセス米の処理方法、減反の実施状況、調整保管をするか否か」を取り上げ、この三つを組合せて各ケースの条件とした。

各ケースとも、シミュレーションを1000回行い、減反実施面積、期末在庫量、米価について、それらの平均と標準偏差（ばらつき）を計測した。

シミュレーションは次の三つのケースについて行つた。以下こその概要を示す。

ケース・1

このケースは、いまの状況で今後に予想される、最悪のケースである。すなわち、(マ)・アクセス米をすべて市場へ放出し、(マ)・アクセス米による減反の強化を行うケースである。このよくなき事態になれば、九四万㌧の減反を計画しなければならないが、この減反計画は計画通りには行われず、減反の目標達成率は八〇%にとどまると思定したケースである。

このような事態になれば、期末在庫量が政府と民間を合わせて三五万㌧と莫大なものになる。このうち民間の期末在庫量は一三七万㌧となり、全農による調整保管は実行不可能になると予想される。

ケース・2

このケースは、(マ)・アクセス米は市場へ放出せずに飼料用・海外援助用などの新規需要へ向け、別途処理をして、国内需給に影響されず、(マ)・アクセス米による減反の強化を行わないケースである。

このようにすれば減反の計画面積は七五万㌶に減少する。減反の目標達成率が九五%にまで高まるなどを想定したので、期末在庫量は政府と民間を合わせて一九八万㌧に減る。このうち民間の在庫量は二七万㌧に減る。

しかし、このケースは全農による調整保管は行わないと想定したので、米価は一九、〇〇円以下に下落する（一八、〇〇円以下）となる確率は三八%。

ケース・3

このケースは、いまの状況で今後に予想される、最善のケースである。すなわち、このケースは(マ)・アクセス米による減反の強化は行わず、しかも、全農が調整保管を行うケースである。

減反の計画面積は七三万㌶になるが、この減反の目標達成率は、一〇〇%になると想定したので、期末在庫量は政府と民間を合わせて一六六万㌧に減る。また、政府が期末在庫量の上限を外すと想定したので、民間の期末在庫量の一〇万㌧に減る。これを全農がすべて調整保管すると、米価は現状の一〇一七二円を維持できる。

このケースは、JAが主体となつて、コメの生産、減反から民間の流通、ことに調整保管までのすべてを総量的に把握し、全面的に

政府が在庫調整を行つても、米価は暴落し、一五、四一九円（玄米60kg当たり、以下同様）となる（一四、〇〇〇円以下）なる確率は一〇%。

管理するもので、JIA食管といつてもよい。これは新食管制度の田的である需給と米価の安定が達成されるケースである。

シミュレーションの前提条件＝法①

- 1 ミニマム・アワセース米はのBの（売買同時入札制度）による輸入米（平成7会計年度は〇・六万t、平成8会計年度は一・一萬t、平成9会計年度はアワセース数量の四%・平成12会計年度はアワセース数量の一〇%＝法②）を除くすべてを新規需要（飼料用、海外援助用など）に向け、主食用、加工用の国内需給に影響させない（または、すべて影響させる）。
- 2 緊急輸入米（一九九三～九四年）の売却残は二・二万tだけ業務用と加工用にして＝法③、その他は新規需要に向け、国内需給に影響させない。
- 3 他用途米の国内生産量は一五萬t（または、四五万t＝法④）。需要量を超える分の政府の在庫米（いわゆる備蓄米）は国内需給に影響させない。
- 4 ↓ 一年間棚上げ＝法⑤。
- 5 需要量を超える分の民間の在庫米は全て全農が調整保管し、国内需給に影響させない。（または、影響させない）。
- 6 政府の在庫米は原則として一五〇万tとし＝法⑥、期末在庫量が一五〇万tを超える場合、超える分の半分は政府が在庫を上積み、残りの半分は全農が調整保管する（または、しない）。ただし、政府の在庫米は一〇〇万tを超えない（または、超える）。期末在庫量（政府の在庫量と全農の調整保管量）は一五〇万tになるように、次年度以降の減反で調整。
- 7 (1) 実反収が平年反収を超えるなどで、期末在庫量が一五〇万t

を超える場合⇒超える量の三分の一を次年度に減反強化。
(2) 実反収が平年反収を下回るなどで、期末在庫量が一五〇万tを下回る場合⇒不足が生じない場合は、下回る量の三分の一を次年度に減反緩和。

↓ 不足が生じる場合は、緊急輸入。

減反の目標達成率は一〇〇%（または、九五%、八〇%）。

米価は現状維持（または、需給均衡米価）。

需給均衡米価の場合、

(1)供給関数は小林推計、ただし、調整係数は〇・五＝法⑦。
(2)需給関数の価格弹性値はマイナス〇・五九（全農と政府の在庫操作を想定＝法⑧）。

需給均衡米価の場合、
作況指數は標準偏差七%で正規分布＝法⑨。

平年反収は年々一千kgずつ増加＝法⑩。

水田面積は年々一万haずつ減少＝法⑪。

国民一人当たり国内需要量は年々一%ずつ減少＝法⑫、

ただし、一九九五米穀年度（一九九四年一月～一九九五年一月）は、前年の不作の影響で一〇万t（一%）減少＝法⑬。

人口は年々〇・二%ずつ増加＝法⑭。

一九九四年一〇月の国産米の期末在庫量は二万t＝法⑮。

一九九五米穀年度の新米売却減（早喰い）は一〇万t＝法⑯。

一九九五年の減反計画面積は六八万ha＝法⑰。

- 16 15 14 13 12 11 10 9 8
↓ 一年間棚上げ。

注 ①シミュレーションの対象は、主食用のコメだけでなく、他用途米、加工用米を含む全てのコメ。

②農水省「米穀の管理に関する基礎計画」(95年5月)

農水省「農業に関する最終国別約束表の概要」(93年12月16日)

③農水省「緊急輸入米の取扱いについて」(95年5月)
平成6年11月～平成7年4月は業務用五万t、加工用二万t。

シミュレーションの条件と結果

く 条 件 く

| | ケース・1 | ケース・2 | ケース・3 |
|------------------|-------|-------|-------|
| ミニマムアクセス米による減反強化 | する | しない | しない |
| 他用途米(万t) | 25 | 45 | 45 |
| 減反の目標達成率(%) | 80 | 95 | 100 |
| 政府在庫量の上限(万t) | 200 | 200 | なし |
| 全農の調整保管 | しない | しない | する |

く 結 果 く

| 減反実施面積(万ha) | ケース・1 | ケース・2 | ケース・3 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 1996年 | 54 | 65 | 68 |
| 1997年 | 74 | 72 | 74 |
| 1998年 | 81 | 73 | 74 |
| 1999年 | 83 | 73 | 74 |
| 2000年 | 83 | 73 | 74 |
| 総平均 | 75 | 71 | 73 |
| 標準偏差 | 15 | 7 | 5 |

| 民間の期末在庫量(万t) | ケース・1 | ケース・2 | ケース・3 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 1996年 | 117 | 33 | 22 |
| 1997年 | 143 | 38 | 21 |
| 1998年 | 144 | 41 | 21 |
| 1999年 | 141 | 39 | 20 |
| 2000年 | 141 | 36 | 18 |
| 総平均 | 137 | 37 | 20 |
| 標準偏差 | 70 | 43 | 26 |

| 政府の期末在庫量(万t) | ケース・1 | ケース・2 | ケース・3 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 1996年 | 195 | 162 | 156 |
| 1997年 | 197 | 161 | 148 |
| 1998年 | 198 | 161 | 145 |
| 1999年 | 198 | 160 | 140 |
| 2000年 | 198 | 159 | 136 |
| 総平均 | 197 | 161 | 145 |
| 標準偏差 | 10 | 45 | 58 |

| 米価(玄米60kg当たり円) | ケース・1 | ケース・2 | ケース・3 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 1996年 | 15,978 | 19,062 | 20,273 |
| 1997年 | 15,356 | 18,989 | 20,273 |
| 1998年 | 15,266 | 18,908 | 20,273 |
| 1999年 | 15,296 | 18,982 | 20,273 |
| 2000年 | 15,249 | 19,072 | 20,273 |
| 総平均 | 15,429 | 19,002 | 20,273 |
| 標準偏差 | 1,665 | 2,491 | 0 |

- 平成7年5月～平成7年10月は業務用五万t、加工用五万t。
 平成7年11月～平成8年3月は業務用一万t、加工用一万t。
 ④一五万tは平成7年産米の計画。
 農水省「米穀の管理に関する基本計画」(95年3月)
 四五万tは平成3～5米穀年度の平均。
 農水省「米穀の管理に関する基本計画」(参考資料)
 (95年3月、94年3月)
 ⑤棚上げは一年間とし、その後、新米と入れ替え、古米として処理
 (主食用、加工用に向ける)する。
 ⑥食糧庁編集協力、食糧制度研究会「新食糧法Q&A」(95年2月)
 ⑦米価が上がった(下がった)場合、
 作付面積を増やす(減らす)ことになるが、長期的にみた増分
 (減分)の〇・五を次年度増やす(減らす)。

- ⑧米価が一%上がる(下がる)と、需要量は〇・五九%減る(増え
 る)。
 ⑨第一次大戦後のデータによる本研究会の推計。
 ⑩第二次大戦後のデータによる本研究会の推計。
 ⑪近年のデータによる本研究会の推計。
 ⑫本研究会の推計。
 ⑬近年のデータによる本研究会の推計。
 ⑭厚生省「人口問題研究所の推計」(92年9月)
 ⑮農水省「米穀の管理に関する基本計画」(95年3月)
 ⑯農水省「米穀の管理に関する基本計画」(95年3月)
 ⑰農水省「米穀の管理に関する基本計画」(95年3月)

新食糧法の運用課題

月刊『農業と経済』(富民協会)・特集から論点を紹介するII



森島賢氏が講演で解説され、施行後に予測されるシミュレーション・三ケースの分析結果も披露いた。ただいた「主要食糧の需給及び価格安定に関する法律」(通称・「新食糧法」)について、他の識者はこれについて、他の識者はこれをどう評価し、主にその運用のあり方に対してどんな課題を提起しているのか。また、流通関係者は新しい制度の下でどのような転換への取り組みをしようとしているのだろうか。

『農業と経済』七四号・特集「激動期のコメ流通ビジネス」から、その一部をダイジェストで紹介したい。

戦後五十年の節目で、日本農業はきわめて重要な法律改定に対峙することとなつた。その成否の如何が、将来の農業および地域に多大な影響をおよぼすことは想像に難くない。ゆえに、同書の熟読を了えられた読者諸兄が多数おられることを承知で、敢えて本誌に紹介させてもらひ、あらためて『新

食糧法』がかかるる課題と今後の対応策について、論議の深化を期待したいと思う。

なお、同特集には本誌で紹介の論文に加え、主に各地域・現場における課題との対応を提示した次の論文が掲載されている。

「新しいコメ流通の主体とその戦略の一部を検証する」(米穀新聞記者)斎藤義人氏。「新食糧法体制で逆襲する北海道米」(北海道大学農学部教授)三島徳二氏。「新食糧法下における東北のコメ流通」(東北大農学部助教授)工藤昭彦氏。「良質米生産地・新潟県の生産者と農協組織」(明治大学農学部教授)北出俊昭氏。「コメ主要産地は新食糧法にどう対応するか」(流通対策を中心とする)滋賀県立大学環境科学部教授)小池恒男氏。「転機を迎えた「メ産直」」(第一経済大学講師)中村修氏。「新食糧法によってコメの生産と流通はどう変化するか」(農業問題研究家)斎藤義一氏。

新食糧法・理念と現実 ～その落差と混乱～

(N H K 解説委員) 中 村 靖 彦 氏

混乱の中の出発

- 「新食糧法」の精神はひとことで云ふと、国の役割を農協と流通業者が肩代わりすることである。コメを直接管理していた食糧管理制度は廃止される。まさに歴史的な転換である。…それ過ぎた時には、従来なら国が面倒をみてくれた。しかし新法では、余った時は農協が主体となって調整保管をしなければならない。生産者にとっては酷な話だが、価格が下がるのを防ぐにはしかたがない。…
- 「新食糧法」は混乱のうちに発する事になるだろう。そして新制度発足時の環境がどう影響するのか。過剰の圧力の下では、新法の理念が十分に生きられないことが考えられる。掲げたうたい文句と現実との乖離が生じてしまつ心配がある。…

生産調整の自由は？

- 新しい制度の下では、生産調整、つまり減反は生産者の意向を尊重して行うとされてくる。…一五年続いた割当制からの転換である。
- 一見、生産調整は自由な判断で行われるかのように見える。だが、現実はどうか。
- 平成七年度の生産調整面積は、当初の六〇万haに自主的な上乗せ分八万haを加えたものになつた。…ところで平成八年度はどうだろうか？ 平成七年の作柄にもよるが、平年作とするに依然として過

剰傾向は解消されない。…

○これだけの生産調整圧力があつて、なおかつ生産者の自由な意向が反映されるものだろうか。先に挙げた要素では、減反を積極的に促すには確かに弱い。ただ自由栽培の抑止力は価格の下落である。

新食糧法では、流通の基本は自主流通米だから、相場の値下がりは直接手取り収入の減少となる。新食糧法には暴落した時の対策がない。…生産者としてはみすみす損な選択は出来ないから、生産調整への意向を示せといつてもそれなりの制約を受けるのは当たり前である。自由な発想は無理と言わざるを得ない。…

●新制度の下の減反は、一応強制的ではなくなるものの、意向尊重の言葉は空文化せざるを得ないだろう。中途半端な船出となるだろう。

売る自由は？

- 新法では、生産者の政府への売り渡し義務はなくなる。計画外流通米は、従来の自由米と同じで、いわば何でもありのコメである。生産者は誰に、どんな価格で売つてもよい。…計画外流通米ほどのくらいの量にのぼるのだろうか？
全農では、一五〇万haから一七〇万haにもなるのではないかと見ている。…水面下で流通していた自由米をそのまま認知したような量になる。まさに売る自由である。
- また農協自身が出荷者から預かるだけでなく、コメの買い取りが出来る。これは計画米だが、自らの裁量で卸売業者や小売業者に直接売る道も開けた。流通は大幅に多様化された。…
- 今度は一五〇〇のJAが独自で売り込み競争をやる可能性がある。どんな農産物でもマーケティングは難しい。混乱は目に見えているのである。…売る自由もまた、過剰事態の下でその魅力を發揮出

来ない心配があると私は思つ。

価格は市場原理を反映するか？

○新食糧法では、自主流通米の価格は『価格形成センター』で、上場と入れじよつて指標が決まるところである。…

取引の弾力化は、これまでも折に触れて言わってきたことだから、この機会に実現するなら結構なことだと思う。ただ、問題はその指標価格の意味である。ここにも買ひ手市場の壁がある。上場される量は今よりは増えるとは云々、全自主流通米の何割かに過ぎない。

他のコメは指標を参考にしながらの相対取引となる。今の過剰環境の下では、売り子が値引きをしなければ売れないとケースがしばしば起つたんだから。…指標はあくまで指標だとどもることになりかねない。…

業者参入の自由は？

●これまで集荷業者の営業は、政府の指定で行われていた。…卸業者も小売業者も同様である。新法では、いずれも登録制に変わる。

…新規参入は大幅に増えることが予想される。けれども参入が増えるのは全ての分野ではない。まず流通の川下の方、つまり販売の方の自由化が先行しそうである。集荷の方は、…苦労して参入しないても、計画外流通のコメならパイプさえ作つておけばいくらでも買える。むしろ卸や小売の資格をどうぞおへ方が得だ、とコメに关心を持つ業者は考えてくるように思われる。

コメ流通は戦国時代へ

●もちろん新規参入は大手だけではない。特に小売の分野には様々な業者が入り乱れて入つて行くことになると思われる。…

計画外流通という何でも自由なコメが相当量あるわけだから、どんな店に置いてあっても不思議ではない。…小売の分野は、ほぼ完全に流通は自由化されるだろう。…この分野は、むしろ現実が理念を超えて進みつつあるとの感が深い。こうしてコメの流通は、激しい競争の戦国時代を迎えることになるんだから。…

○しばりくは混乱が続く。混乱の戦国時代を生き抜くキーワードは何だろう。私は「信頼」だと思う。多様化した流れの中で、特定のユーザーをつなぎ止めるのは、平凡なようだが、「信用」であり「信頼」である。一度良い評価を受けても、これが継続しなければ代わりの業者はこりでいる。…

農協・問われる力量

○このところの総合商社のコメへの関心が目立つ。まだ今は現行制度だから自ら登録申請はしないが、既に営業している小売業に資本参

加したり、役員を派遣したりして、着々と拠点を築いている。

国内のコメ市場はおよそ四兆円…総合商社は、その性格上、将来のコメ輸入を視野に入れているんだから。コメは六年間は関税化を猶予される。その間はミーリー・アワセス分だけが輸入されるが、一部の品の方式といつ、自由貿易に近い枠が設けられる。平成七年度はわずか五〇〇〇七だが、少しづつ枠は拡がる。商社にとつてはコメ貿易業務の手がかりになるんだから。…

●それぞれの地域の農協は、生き残りをかけて、どんなコメで勝負するかを考えなければならない。中央の指導部は、全体の需給調整と価格維持を念頭に置いて、啓蒙活動をしなければならない。いず

れこしても産地によって差が生じるのは避けられないだろ。」

「の際、生産者団体は、コメについて全国一律の平等主義を捨てねべきである。勝負出来る地域とそうでない地域が出てくるのは当然なのである。

○勝負できる要素はいくつがある。第一に味である。おいしいえい、伝統的に名前が通っているコメを生産する産地は強い。…また出荷の早さで勝負出来る地域もある。…さらに、安いコストでの生産が可能で、低い価格でも供給出来る産地も良い。この場合、味がそこそこおいしいことが前提となる。大消費地のコメ屋さんは、フレーバーコーヒーとして歓迎するだろう。…

●他にも勝負手はあると思うが、北から南まで広がったコメ産地の中には、相当に売り込みが難しいところも出てくるだろう。…場合によつては「メから撤退し、他に特産物を見つける戦略が選択の一つになるかも知れない。…何も「メ作りだけが農業ではないのだ。…」とか、「」など問われるのが識見と力量である。要は、その地域ではどんな農業が一番合つてゐるかを見定める力があれば、方向は見出せるはずである。…

時代は変わってゆく

○新食糧法が、過剰という環境の中で出発するためには、タイミングが悪かったともいえるし、自然に激変が避けられる点で、かえつて良かつたかもしれない。けれども時代はやはり変わつてゆく。…そして、ある程度の時間をおいて、この法律の改革案も議論されることになるのではないか。その際には、価格の暴落対策を何らかの形で是非検討して欲しい。

暴落は、第一種兼業農家への影響は少ないが、「メに多くを依存する農家は深刻な打撃を受ける。…

●流通規制の緩和は「メ産地を変えるだろ。」新食糧法への批判は色々あつても、成立した以上は日本農業再生のために、これに賭けるしかない。

「新食糧法」によるコメ流通を考える

(東北大學農学部教授) 河 相 一 成氏

「新食糧法」によるコメ流通の仕組み

○一三一国会衆議院WTO特別委員会で、WTO協定と、国内関連諸法が短時間で一括審議されたが、その中で「主要食糧の需給及び価格安定に関する法律案」(通称「新食糧法案」)の、農相の説明から「新食糧法」下での「メ流通の基本的な姿を次のように整理する」とができる。

- (1)自主流通米を中心とする民間流通を主体にする。
 - (2)政府の関与は、備蓄米に限られ、その備蓄米は、政府米としての流通と「」・アワセス米とのよ。
 - (3)政府が需給計画を作り(輸入米数量を含む)、それを計画流通米として流通させる。
 - (4)間接統制の下での安定需給を行う。
- 以上は「新食糧法」の一~四条に規定されている事柄であるが、これら基本的仕組みを具体化するため、現行食管法とは異なるいくつかの新たな事柄が決められている。…
- (1)食管法下の一次・二次集荷業者(国・知事の許可)は、新法で

は一種・二種出荷取扱業者となり、国・知事への届け出のみでよいことになった。

②計画流通米は、農家→一種業者→二種業者→自主米法人（全農など）・自主米センター（自主米機構）→卸→小売→消費者、といふ流通に加え、一種業者は自主米法人・卸・小売に、二種業者は小売に、直接販売である。

③計画外流通米の流通ルートには法定されたものが何もない（文字どおり自由流通）。

④農民は、計画流通米を計画外流通米に届け出を経て流通させることが可能である。

⑤「〔マ〕・アワセス米は国家貿易の制度により輸入するが、その一部はのりの方式で取引・流通させる。

○「のり」の「現実性」を考えるため、以上の法規制に加えて若干の「」とを補足しておこう。

①生産調整実施者からの政府買い入れについては、計画流通基準数量の枠の中で農家が政府に売り渡しが可能な数量であるから、農家はこの基準数量を政府に売り渡す義務は生じないことになり、従つて条件次第では、政府が必要とするコメが集まらないことが起りうる。

②農家が出荷する計画流通米を計画外流通米出荷に変更できる」とについては、農家が計画流通出荷量を決めた後に産直契約が成立した場合などを農水省は想定している。
③計画外流通米の数量は、産直のような小規模のもののみと農水省は見込んでおり、計画流通に支障はきたさないとしている。
④「〔マ〕・アワセスによる輸入米数量が輸出国の凶作等の事情による輸出量が「〔マ〕・アワセス数量に達しなくても法的義務違反にはならない（政府統一見解）としている」と。

⑤九三米穀年度における緊急輸入米の在庫量九三万t（九五年一月現在）の処理方法について食糧庁は、主食用・加工用・飼料用・工業用等として九五米穀年度米までには五〇～六〇万tを処理する、としているが、それでもなお四〇～三〇万tは在庫として残ることになり、また、五〇～六〇万tの処理の保証がないこと。

⑥「〔マ〕・アワセス米の到着時期を七月末～八月、売却開始を八～九月頃としていることは、超早場米・早場米出荷時期にぶつかることから、それへの影響が懸念される。

⑦政府による備蓄米の処理方法について、食糧庁は一年間の回転備蓄を予定しており、一年古米になつた備蓄米は主食用・加工用・援助用・飼料用を考えるとしているが、これらが食糧庁が考えているとおり処理できなかつた場合の、流通・価格・生産調整などへの影響をどうするのか。

⑧新法で発生するヤニ米対策については、その防止・是正に取り組む、としているが計画外流通米は流通ルートが法制化されいないからヤニ米との区別が事実上不可能となり、新法下では政府がいくら力んでもヤニ米防止は不可能ではないか。
(以上は九五年二月の食糧庁資料が提示している考え方と、それへの筆者の疑問)。

●「新食糧法」の下でのコメ流通の仕組みは、その輸入（国際流通に対する国境障壁）と国内流通との「規制」を緩和したものである。言い換えれば、コメ流通の自由化、従つて、流通の川上である生産の自由化と輸入自由化とが、今回の新法の目玉と言えよう。このことがこれまでのコメ流通に及ぼす影響、農民・消費者への影響を考えておかなければならぬ。

ミーマム・アクセスと七年後

「規制緩和」の諸要素とコメ流通

○…いまは六年間の「ミーマム・アクセスに世間の関心が集中しておる、「新食糧法」はそれに対応する法制だと理解されている向きが強い。だが「特例措置」（WT-Oの設立に関する協定書）付属書1に含まれる「農業協定」の付属書5第四条2の協定文によれば、六年後においては、ミーマム・アクセスを8%以上継続するか、あるいは包括関税化したうえでなお8%を最低輸入量とする義務づけと関税率一五%引き下げる率をスタートとする関税率の適用（通常関税率の適用）が義務づけられてくる。

●六年後の処理については、このようないい「ミーマム・アクセスを継続するか、最低輸入量を義務づけられた包括関税に移行するかの選択にならざるを得ないのであるが、「新食糧法」は包括関税化の道を選択しても、同法の一部に手を加えれば基本的には対応できるものになつてゐることに注目しておくる必要がある。そのことを視野に入れるかどうかによつて「新食糧法」下での「コメ流通のあり様の判断」が異なつてくるからである。つまり、「新食糧法」の体系の一つに、外米輸入が恒常化することが盛り込まれてあり、そのことを一つの軸にして、「新食糧法」が動き出すことになる。…

○世界のコメ市場は周知のようだ、本来、浅く不安定なものであるとともに、つい最近は、コメ輸出国だった中国が一〇〇万台を超える「コメ輸入国に転じた」といふ象徴されるように、世界のコメの需給構造は決して「過剰」ではなく、基本的には「不足」基調にあることを念頭において、恒常的な外米輸入を法体系化した「新食糧法」の下でのコメ流通の仕組みがどうなのがわかることが必要である。

●「新食糧法」における規制緩和措置の主要なものは次の四点にあるとみてよからう。

一つは、コメの輸入自由化（への道）

二つは、国内流通の自由化

三つは、生産調整の自由化

四つは、価格形成の自由化

これによつてわかるように、「コメの需給構造の変動——コメ流通構造の歪み——米価形成の変動」という構造が浮かび上がつてくる。

○「新食糧法」が公表されてからの、産地・卸・小売の動向からみられることは次の点である。

産地では、流通業界のさまざまな情報を直接入手し、それに対応できる販売戦略を立てるとともに、消費者との直接結びつきを強めたいという希望を強く持つてゐる。

卸の場合は、自由競争を前提に産地との直接結びつきの強化・卸圏域の拡大・小売店の系列化の強化等により、卸の販売力強化の模索。

小売の場合は、その具体的商法は多様だが、共通していることは、産地との直接結びつきの強化・消費者（顧客）の組織化・共同仕入・付加価値販売など。

●これらの動向はいずれも「規制緩和」によつて生ずる自由競争の下での、それぞれの生き残り策の追求であるとともに、その競争下で、それぞれの事業体がいかに利益を上げるかがポイントになつてゐる。だからそこには、農民や消費者の利益などは眼中にない（自由競争——市場原理というのは、本来そういうものである）。こうした動きによつて、国民の「主食」の完全な商品化の姿が浮

かび上り下りする。同時に、農協系統組織がこつした名業界の動きを知つていねであるうにもかかわらず、それに有効な手立てを提案することができないという事実をどう見るか、ところどころも今後のコメ流通を考えるうえで重要な事柄の一つにならう。

秩序あるコメ流通の再構築を考える

○今の日本のコメ流通を考える場合、どうしても視野に入れなければならないことは、コメ流通の源（川上）である需給構造の問題であり、価格の問題である。需給構造については一つある、一つは国内持ち越し量であり、一つは貿易である。国内持ち越し量については、将来はともかく（今以上に、担い手不足、耕作放棄地拡大等）現在は政府公表値によれば過剰である。…政府資料によれば三五〇万t前後の持ち越し量がある。

●この数値の信頼度が高いとすれば、国民消費量の三五%、水田面積に換算すると七〇万haに匹敵する膨大な過剰状態ということになる。この「川上」に何の手もつけずに、さきの四つの自由化が全面的に動きだしたらどうなるか。「新食糧法」はそういう状態に対応する有効な歯止めの措置が一切ない。

「過剰」状態の下での自由化——競争は、産地にとっては、どういうサバイバルの知恵を出して、売り込みのための多大なコストを支払い、しかも底なしの価格下落が返ってくることになる。

○その歯止め措置を講ずる方策を考えなければならぬ。それには一つある。

最も必要なことは「新食糧法」に、「コメ過剰」状態発生を防ぐ手段、価格下落時に国が価格支持方策を講ずる手立てを早急に盛り込ませねばならないのである。

そして、できれば「コメの//マ・マセスに關する協定の修正

（その破棄、あるいは実施時期の延期、マセス量の縮小等、修正内容の選択肢はいろいろある——修正権はWT-O協定一〇条に規定）を早急に求めることが必要となる。

これらのことを国が直ちに行わない場合は、都道府県単位（特に產地）で価格支持を基軸とする「県食管」を行わせることである。產地県のみでできなければ、消費県の協力も得て複数県による「自治体食管」を構想してもよい。

これらの措置はガリエ・ウルグアイ・ラウンジの「農業協定」国内補助削減規定との関連が問題にならうが、それについても種々の知恵を出せばよし。



新食糧法に対応したJAグループの

「RICE」戦略

(JA全中農業対策部長) 山田俊男氏

「RICE」戦略を提起

○JA全中は、昨年一一月にJA・県連合会・全国連の代表からなる『JAグループ米生産・販売新方針策定委員会』を設置し、精力的な検討を行い、四月に報告をとりまとめた。現在、系統組織の各段階で濃密な討議を実施してもらつてあり、またこの報告をベースにして各県やJAの事情をふまえた取り組み方針の策定をすすめてもらつてゐるところである。

JA全中では、これら討議をふまえ、新食糧法に対応するJAグループの事業方式の見直しと実践に具体的に取り組んでいくこととしているが、新方針策定委員会は、JA「RICE」戦略を提起した。…

新食糧法とJAグループ新方針の基本課題

●JAグループの食管法に対する基本的な姿勢は、一貫して「現行食管制度の基本の堅持」であつた。それが変わつたのは、一昨年の大凶作とそれとともに緊急輸入による流通の大混乱のもとで、ヤニ米業者が大手を振つてまかり通り、生産調整を行はず、ヤニ米を出荷した者が得をし、それを取り締まらないような仕組みにはもう我慢が出来ないというものであつた。本来、ウルグアイ・ラウンドの合意による「マ」・アクセスの導入に関する部分だけの一部改

正でよかつたところを、現行食管法の全面的な改革をJAグループとしても打ちだした切実な背景は、「正直者が馬鹿を見ない仕組みを新しく作り上げたい」ということであつた。

○新食糧法は、現行食管法の・・国の諸規制を廃止し、基本的には、生産・流通・販売は自由であるとした。・・新たに備蓄と生産調整を法律に盛り込むとともに、消費者が必要とする「メについて、生産者から消費者へ計画的かつ安定的な供給をはかるための計画流通を制度化したが、・・政府米を備蓄のためだけの数量に限定し、大半の「メは自主流通米として自由で弾力的な流通をはかり、その価格は需給の実勢を反映した市場原理での価格形成を更ににするものとなつた。・・自主流通を担うものの役割と責任を大きく増やしたものとなつた。

具体的には、流通の大宗を占める」とになる自主流通米の価格の安定をはかるための全体需給の調整や、自主流通法人の義務として新しく法律に盛り込まれた民間備蓄と過剰時の自主流通米の調整保管等である。

●このことは、今までJAグループの事業・組織を支えてきた仕組みを大転換する」とであり、「正直者が馬鹿を見ない」と「JAグループの切実な要求に応えたものになつてゐるかどうか」と、必ずしも十分なものではないといわざるを得ない。

というのは、需給および価格の安定にとって最も重要な全体需給をはかるための生産調整の確実な実施について、法律的な措置が必ずしも十分でなく、生産調整助成金等の運用に委ねられているからである。・・生産調整に取り組まなくて法律的な罰則がなく、政府買入数量も備蓄数量は限定されるため、通常年は現在の半分の一〇万t程度にしかならず、買入価格も需給実勢で決まる自主流通価格に連動するということになると、果して生産調整実施者に目に見えるメソッドが出るかどうか疑問である。・

また、新食糧法の法規定の大部分を占める計画流通制度がきちんと動くかどうかは、必要とする計画流通米が確保できるかどうかにかかっているが、生産者が計画流通米として出荷する「こと」が、具体的なメリットになるという計画流通助成金等の措置の運用が課題になるのである。

○JJAグループは、新食糧法自体については現状からあるじやむを得ないものとして受けとめているが、「新システム」が機能するかどうかは、生産調整と計画流通制度の仕組みがきちんと動くかどうかにかかっており、これらが機能するよう助成や運用の方法について要求し、実現していくとともに、生産調整の実効確保と計画流通米の確保の両方に役割を発揮できるのはJJAグループであることに責任と自覚を持つて、新しい「コメの生産・販売方針の実践に取り組む」としている。

JJAグループ新方針の具体的な取り組み課題

◎ 生産調整の確実な実施

●生産調整が十分な成果をあげなければ、自主流通米の価格は大きく低下する「こと」になる。試算によれば、仮に生産調整の目標が八〇%しか達成されない場合、価格は「一割程度下落することが予想されている。価格が一割低下すれば稻作所得は四割程度も低下する」となり、稻作経営は大きな影響を受ける「こと」になるのである。

そこで、JJAグループとしては、生産調整について、「コメの需給」と価格の安定、稻作所得の安定をはかるため、自らの課題としての自覚のもとに「生産者全員参加による生産調整の取り組み」をすすめていく「こと」とする。全体需給の調整を基本に、需要に見合つたコメを生産し、計画的に安定的に販売していく「こと」に力点をあいた

取り組みが必要である。その意味で、生産調整については、

①…JJA「コメ生産・販売計画の策定を全JJAで取り組む。

②…稻作部会等を育成する「こと」で、集落・地区での積極的な話し合いをする。

③全員参加による生産調整を実現するとともに、…とも補償の仕組み（基金）を地区・市町村・JJAの各段階で確立する。
④…「JA営農センター」を整備するとともに、行政関係機関が加わった「水田営農対策協議会」を設立し、行政と一体となつた推進体制を整備する。

◎ 計画流通米の確保

○「コメの生産から販売を受け持つJJAグループとしては、生産者と消費者が直結した特別の「コメ以外の大部のコメは、JJAグループを通じた計画出荷米として計画的に流通できるよう役割を果たしていこう」とが求められる。そのため、計画流通米の確保については、「…計画出荷積み上げ運動」を開催し、JJA米生産・販売計画を策定する。

②…きめ細かな集出荷対策に取り組む。
③…新システムにおける出荷契約の意義について周知徹底をはかる。

④…計画外流通米について、JJAとしても代金決裁や配達業務等のサービスを通じて積極的に取り扱い、徐々に計画流通の「内」に取り込んでいくよひとする。

◎ 調整保管の適切な実施

●新食糧法は暴落対策として、豊作時の自主流通法人による調整保

管を義務として盛り込んだ訳であり、生産者の経営安定に責任を持つJJAグループとしては、グループの自主流通法人たる全農が適切にJJAの機能を果たせるように、国による備蓄の運営とも連動しながら取り組むこととする。…このために新しい基金を構築する。

◎自主流通米の計画的・安定的販売

○無秩序な販売は過当競争を招き、販売価格の低下を誘発するとともに、整然とした生産調整の取り組みにも悪影響を与えることになる。このため、従来以上にJJAグループ一体となつた計画的・安定的販売が求められるのであり、

①・JJAグループ総体としての競争力の強化という観点からすると、JJA、経済連、全農の合理的な機能分担のもとでの計画的・安定的な販売が基本である。…

②販売競争の激化は大消費地で急激にすすむ。…大消費地の経済連は互いに連携し、全農も含めた広域的な販売体制を確立するなど販売力の強化に取り組むこととする。

◎新食糧法の運用上の課題

●新食糧法について次のようじみることができるのである。

一つは楽観論であり、計画流通制度にしろ価格形成センターにしろ、現行の流通実態を追認したものであつて、今まで通りほぼ生産調整が実施できおればスムースにすすんでいくというものである。

一つは悲観論であり、基本的には生産も流通も販売も自由になるという仕組みのもとで、ます生産調整について生産者やJJAの認識や自覚だけでは目標の達成はあつつかなく、大幅な価格低下で混乱が続くといふものである。

三つは将来展望論とでも名付けられるものであり、規制緩和による生産・流通の競争激化のなかで、生産者や業者等の活性化がはかられ、当面は混乱しても長期的には新政策等で描いた望ましい扱い手が育つていくというものである。

○このうち、どの考え方によくみするかは、それぞれの立場なり現状認識によつて違ひがでてこようが、悲観論だけはどうしても避けたいものである。…今となってはこれらのこととは、今後の新食糧法の運用如何にかかっているのであり、次のことをついて国による確実な対策が必要である。

- (1)十分な生産調整助成金の確保
- (2)計画流通制度の適正な運用
- (3)調整保管等における国の役割の發揮

既存のコメ流通業界の対応策

(日本米穀小売商業組合連合会常務理事)

荒田盈一氏

生産者の自主的判断の拡大で

○現在の食糧管理法は、その時代に合わせた改定と弾力的な運用を実施してきたが、制度と実態との乖離も現実的であつた。それを具体的に証明したのが、平成六年三月のコメ騒動であつた。このコメ騒動の直接的な原因は、平成五年の異常気象によつて引き起つた

れたものだが、国民の目から見れば、農業政策の失敗にしか映らなかつた。

「コメを取り巻く状況が不安定で推移する中、社会・経済体制の規範に対する内外の要請は「規制緩和」であつた。…

●こうした社会環境を背景にして…農政審議会は八月、「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を報告、現行の食管制度を、

①生産者の創意工夫が發揮できない

②消費者ニーズに対応できない

③流通ルートが消費者の購買行動、流通実態の変化に対応できな

い

④制度と実態の乖離で不正規流通が発生し、制度に対する信頼感が低下

⑤「コメの地位の変化、割当的な生産調整・流通規制といった厳格的な管理手法を維持することは不要」と断定」…

現行食糧管理法を廃止し、「新たな「コメの管理システム」を構築すべき」というたつた。

○「新たなコメの管理システム」は

①生産者の自主的な判断に基づいた生産調整への転換や生産者の販売の多様化

②備蓄を「システム化

③生産調整・備蓄・輸入を適確に運用するための計画制度

④市場原理導入のため、自主流通米を基本にし、需給実勢を反映した価格形成を図り、生産調整実施者から政府米を購入

⑤消費者ニーズの高度化・多様化に対応する流通規制の緩和

⑥検査・表示を通じた安定供給の確保

と方向づけた。

●この中で、生産者における「生産調整の自主的判断」と「販売の

多様化」は衝撃的であつた。…

この結果、現行制度の柱である「単線的な結び付きで流通ルートを特定するという厳格な流通規制」は消失する。…特に、生産者は一挙に「販売も自由」になるのだから、販賣業者からすれば「二五〇万の「コメ販売農家が瞬時に販売に参入」するとともに「仕入れ先も米作農家だけ増加する」という、劇的な内容であつた。

流通ルートの複線化は自由化

○九月には食糧庁が、「食管制度の見直しの基本方向」を取りまとめた。この中に新食糧法の「基本的な考え方」が次の四点の柱で明示された。

①計画流通制度で全体の需給を調整

②流通形態は自主米を主体とし、政府米は備蓄の運営と輸入米の運用

③入札の場の制度化と需給実態が反映した価格制度

④流通規制を最小限に緩和

そして「生産段階の販売」と、販売段階の仕入れ先の多様化」という基本を崩してはいけなかつた。

●当然、「多様化」は「自由化」である。今後、「コメの生産・流通は「管理・統制」から「市場原理の下での自由化」へ進展することになつた。ただ、この考え方は「あつれる姿」であり「あるべき姿」ではない。「手段の姿」は見えたものの「目的の姿」の提示には至っていない。…新法はこれから運用にもよるが基本的な仕組みは「生産と販売の自由な選択肢が認められた生産者と、大量の新規参入が見込まれている小売業者の大幅な規制緩和」なのである。

なくなつた小売業者の諸規制

○新法の小売業者の規制は次のように定められたが、「規制」はほぼない。

①業者規制は現行の「許可制」から「登録制」に移行する。

②この登録の要件が新法において徹底的に緩和される。

③新法では店舗の区分が廃止され、複数店を経営している場合は一括で登録されることになった。…この登録制は「業者登録」ということになる。

④登録の区域は、現行と同じ市区町村とされたが、営業は…「配達、通信販売は全国」に拡大。この実質的な意味は米穀店の営業区域は「全国に拡大」を意味する。

⑤さて、まさに劇的なのは一般的に「仕入れ先」とされる「買入れ先」の拡大だ。…

流通ルートはまさに複線化（自由化）されることになる。更に、計画外流通米は食糧事務所に「届け出」を提出すれば全くのフリーとなつた。小売業者からすれば「誰からでも仕入れ」が可能で、生産者は「誰にでも販売できる」。

小売業者の「仲卸化」の波及

●新法によつて、生産者・集荷業者・販売業者は自由な経済体制での活動が迫られていく。

流通業界の中でいち早く対応を図つたのが小売業界。…日本米穀小売商業組合連合会（日米連）は、新法を「集荷・卸・小売の相互乗り入れによる競争原理の大緩和」と位置付け、「小売問売買制度の導入を前提にした取引」を検討することにして、具体的な項目を、

①現行のルート外流通に対する実態の把握と対応（現行法における不正規流通）②小売問取引の検討とした。…

「小売問取引」で想定されるることは生産地の小売店が消費地の小売店に販売すること。条件によってはこの逆のケースも考えられる。また、一定の地域において機軸となる小売店が周辺の小売店に販売していく「仲卸的販売」が可能になることである。

この小売業者の仲卸化は新法をにらんで大手の商社が卸を飛び越えて小売に進出して来たことを考えてインパクトは大きい。



解 説



七月十九日、上川管内当麻町において「フォーラム実行委員会と北海道有機農業研究協議会の共催で「食糧問題フォーラム・inとうま」が開催されました。

『今こそ日本農業と食の再生』をテーマに、全道各地から約100名が参加、滝川康治氏（農業ジャーナリスト）の司会でパネルディスカッションが行われました。パネラーの福山憲昭（当麻町グループ84）、伊藤雄一（当麻グリーンライフ研究会）、神原昭子（日本消費者連盟）、山本毅（道立中央農業試験場）、田鎖忠利（「オープンアッポロ」）の五氏から、それぞれの経験と立場から、「安全な農業と食糧」について所信が披露されました。

地元の町長、JA組合長をはじめ会場の参加者も討論に積極的に加わり、予定時間を延長しての白熱したフォーラムとなりました。

なお、フォーラムに先立つて、竹熊宣孝氏（公立菊池養生園診療所長）から、「命一番・金は二の次だ」と題する基調講演が行われたので、本誌にそのあらましを紹介いたします。

（紹介記事文責・編集担当　土屋　一彦）

『命一番・金は一一のつぎ』

熊本県公立菊池養生園

診療所長 竹熊 宣孝

食べ物のこと、地球のこと

私は農家の七人きょうだいの次男坊として生まれました。医者になろうと志したのは、すぐ下の弟が、当時使用されていた農薬の木リードル撒布を手伝つていて、その中毒に罹つたことがきっかけでした。農村医療に携わつてから一〇年後に、「農村医療」+「土」にチャンネルを変更したのですが、今また、「チャンネルをえて、「地球」を考えています。

私は、いつもの講演には鞆の中に地球儀を入れて歩き、くたびれきっている地球の姿をみなさんにも見てもいいながら、熊本弁で話（養生辻説法）をしています。今

回は、長野県で『若日賞』の授賞式があり、その足で当地に来ましたので持つてこれなかつたのですが、地球は極めて危ない状態になつてきています。

私たちは、月や星を見ることは出来ますが、地球を見ていないし見えてもないのです。だから平気で、この地球上に食糧を乱暴に撒き散らしているのです。特にこの日本で……！（注1）

私の養生園には、欧米やアジアの各地域から外国人も多数訪れます。彼らの目には、日本人は食べ物のことを全然知らない民族も見てもいいながら、熊本弁で話（養生辻説法）をしています。（注2）

一つの事例として、病院勤務する栄養士に、「牛乳はどうにしてつくられるか」と尋ねますと、「牛から搾る」そしてその牛は「草を食べて乳をつくる」と答えます。……これは事実に反しています。今の牛は、外国からの穀物

飼料で生かされているのです。その事実を知らないから、当然、ポストハーベストのこととも知りないわけです。外国人は、ある程度の教育を受けねば栄養士でなくても、ポストハーベストのことは常識として知っています。

力至上主義の困った社会風潮

今日の日本は、命より金のほうが大切だとする風潮が蔓延しています。昔は、病気見舞いで最高のものはタマゴでした。タマゴが命だったのです。昨今、特にお偉方の冬の病気見舞いには、農薬を少し多めにサービスした桐箱入りのメロンでしようか。

「いのち」はまだ、食物という

「いのち」に抑えられています。それに「ラスして、水、空氣、太陽という「いのち」にも周囲から支えられて成り立つのです。ところが日本の食生活は、アメリカ仕様による国民の餌づけを、日本栄養士会が学校給食を通じて推し進めてきたこともあって、じつに歪んだものとなつてしまいま

▼竹熊 宣孝さん



略歴

昭和九年、熊本県山鹿市に生まれる。昭和三十五年、熊本大学医学部卒業。昭和四〇年、熊本入学大学院卒業。医学博士。専攻は内科学・血液学。琉球政府立中部病院勤務、熊本大学医学部講師を経て、昭和五〇年より公立菊池養生園診療所所長として現在に至る。

絶食療法は甲田光雄医師、東洋医学は韓国の鮮干基(ソンヌキ)医師に師事する。日常の診療活動のかたわら、養生説法、講演に活躍。全国から一万人以上の人々が養生園を訪れている。自ら有機農業を実践し、「医は農に、農は自然に学べ」をモットーにしている。

著書に『土からの医療』(第一回熊日新聞社出版文化賞・受賞)、『土からの教育』(鐵と聴診器)、『田舎一揆』、『米とかあちゃん』など多数。

本年七月一七日、人それぞれの信念と理想に従つて真摯に保険医療活動をする人を顕彰する第四回「若月賞」を受賞。

した。(注3)

「食物」のときは命の源だったものが、「食品」になってきたとき力も取り込んでしまったのです。社会全体に、経済至上主義が横行しているのです。日本の紙幣に載っている人物は、存知ですね。最も価値のある一万円札は福沢諭吉

国際食と飽食のツケが！

食生活を、もう少し検証してみましよう。タマゴ焼きに砂糖を入れる国民は日本だけではないでしょうか。我が国の国民一人当たり砂糖の消費量は、五kgにもなつてゐるとの見方もあります。その一方で、コメの消費量が七五kgから五〇kgまで減少していくといわれますが、その分が砂糖に置き換るのでしょうか。(注8)

糖尿病患者は、現在、国民一〇人に一人の割合でいるのです。癌に至っては、四人に一人です。癌という字は、「品」物が「山」ほどある「病」ですが、まさに現代の食生活を象徴しています。

吉ですが、この人は、「脱農脱田」を唱えた」とでも有効です。そのことの功績もあって、おれの肖像になつたのだろうと私は推測しています。経済第一主義の国政のあり様に、あやしく符号しているとは思いませんか。

親は、当時の医師会会長の武見氏ですが、私がお会いした折に、漢字・ひらがな・カタカナと日本語の全てを使ってあるのだと自慢気には話してました。

当時も今も医者は、「がん」を見つけることは出来ても、「癌」の原因は分かつていないと言えます。

「国際食」と「飽食」を、当たり前のこととしてつづけてきた過去三〇年余りの食生活は、日本人の身体を確実に蝕んできているのです。特に、ストレス、タバコ、宴会の多いサラリーマン男性は、病気をたくさん抱えており、女性やほかの職種の男性に比べてボケるのも早いのです。(注4)

「これを予防するためには、ビタミンやミネラル、食物繊維を多く

含有するカボチャや「エンジン」(九州ではモロヘイヤがちよつとしたブーツです...)、サツマイモやジャガイモ、さじ(マメ)とコメを十分

に摂取する」とです。

ただし、「コメは胚芽部分に栄養素が含まれているのに、大多数の日本人は「カス」部分の白米を食べて、大事な胚芽を捨てています。

いまこそ土の教育が大切

「農」はその語源のとおりアグリカルチャーカー文化ですが、最近の我が国では、大変軽んじられる傾向にあります。特に、今の若者は、土は汚いから嫌いだと言います。

これは、教育の貧困さからきています。偏差値一辺倒で、土から農業がされていません。農家でも就学中の子どもが一家の田畠で農作業を手伝うことがきわめて稀になつてはいませんか。

人間は金で物の価値判断をしますが、野性動物は金が無いから食物をあさつて自然の中へ入つていっており、癌にはならないのです。熊が癌を患つたとお聞きになつたことがありますか。

『養生園』には、若者たちも教育実習に来ます。自分たちで料理

ハイクションを「存知でしようか

…。

この春、熊本大学医学部に入学した100人の学生に尋ねたところ、知っていたのはたった一人、

子々孫々まで「命と地球」を守り継ぐ

も作らせるのですが、日本の高校生は日本式カレーライス、イングリッシュの若者は伝承に基づいた本物のカレー、韓国の高校生は砂糖をまつたく使わない穀類の料理とキーチを作ります。

外国の若者たちは、その国の食文化をきちんと受け継いでいるのです。虫歯に罹っている韓国の若者がいないことや、オリンピックなどの活躍ぶりには学ぶべきことがあります。(注5)

スポーツといえば、日本の若者はサッカーでしょうか。長じてゴルフ、その後にゲートボール、そして最後は、腰掛けたままでもできるバチン」と球遊びがつきまとす。

みなさんは、有吉佐和子さんが書かれた『複合汚染』というノン

しかも、その学生は二十六歳でした。

医学生にして然なりですか、若者の全体水準は推して知るべしです。「命の教育」の大切さを痛感します。(注6)

地球は、レスラー・ブラウン氏の警告を待つまでもなく、酸性雨や砂漠化など、憂うべき環境破壊が進行しています。

この「たつたひとつしかない地球」を救うのは農業だけです。農村では、若者が次々と都会のコノフコートの中に出ていくて過疎化が進んでいます。扱い手の問題はどこでも深刻です。

地球を救うためだとしたら、役場や農協の職員が(現職の間は兼業農家で...)定年退職後は、専業農家に就けばいいのではないかでしょうか。そうすれば農家数も減少せざるを得ないのです。確かに妊娠は、その妊娠期間の一ヶ月は、すべて無農薬有機米などの国産食材を摂取すべきです。

特に妊婦は、この世をどのよう生きづけ、そして、どのように死んでいくのかが大切なのだと思います。

注 竹熊宣孝著『米とかあちゃん』＝粗末にするとばちかぶる＝

(平成6年7月29日・家の光協会発刊)から関連著述。

1)

P26 ◆日本人の平均寿命は世界一といつてですが、体力がぐみると、かなり低下しています。心臓や肝臓の奇形も臟器移植の問題として、今日、医学の話題の中心です。一方では地球そのものが病気になっています。空気も汚れてきた、水も汚れてきた、地球の温暖化が進んでいます。オゾン層が破壊されてしまう……。なぜこんなことになったのでしょうか。答えは、おそらく誰でも知っているはずです。

『お力子だけを追いかけてきたから』。しかし、このことをあまり口にする人はいません。利益第一主義、効率一辺倒がこの国を支配しているのですから。いますぐ大きな力子を生まないものの、効率の悪いものは、それだけで「悪」になつてしまふのです。

3) P63 ◆米国は、日本の防衛費増を迫ることによって、経済力を抑えようと考えたが、東西冷戦の解消によって大義名分を失し、米自由化作戦に戦略転換したと考えられないだろうか。かつて、キッチンカー作戦によって、粉食文化を日本に導入し、日本人の胃袋をアメリカのコントロール下に置くことに成功した。最後のとどめが、米作戦のように思える。

4) P79 ◆もし、癌というものが、病は口からといつものであれば、全国的いや国際的レベルで発症しているのであるから、原因明確は簡単ではあるまい。字の示すように、品物の山の意味を考えれば、食の近代化と国際化の意味はまことに重大である。

いわゆる人間がつくり出した近代文明とみなげてはなるまい。それを加速しているのが近代農業ではなかろうか。医の前に食があり、食の前に農がある。われわれはそれを忘れてはいる。

5)

P16 ◆養生園に学びに来た学生に、「どんな料理が自分で作れるか」と聞いたことがあります。日本の学生は、「カーラーライス」と答え。韓国の学生は自分たちでキムチを作りました。過酷な受験戦争を戦ってきた彼らが、韓国の伝統的な食べ物を手ぎわよく作つたのです。インパクトから来た青年は、コツクでもないのに、みごとなカレーを作りました。

：大人たちがグルメブームに浮かんでいる間に、子どもたちの食環境、ひいては健康状態がかなりおかしくなつてはいるような気がします。農村も都会同様、いやもつひとつことになりつつあります。テレビの影響でしょうか。また、スーパーだって全國至るところにあります。御用心！御用心！

6)

P95 ◆講演会などで小学校へ行くと、校長室に「智育」「德育」「体育」という文字が掲げられているのが目につく。子どもたちが健康で楽しく育つには、はたしてこれだけでいいだろ？か。できたら「食育」も加えていただきたい。

行政は決められたことしかやらない。政党や政治家は子どもたちのいのちより自分たちの政治生命のほうが大事である。人は皆、口先ではいのち優先を唱える。しかし人も社会も病氣のほうが先行する仕組みになつていていることをお忘れなく。

注8) 〈編集担当補足〉

農林水産省「食料需給表」＝国民一人当たり食料消費＝一年当たり供給純食料（平成五年統計）では、「米」六九・二kg（昭和三五年一四・九kg、四五年九五・一kg、五五年七八・九kg、六〇年七四・六kg）「砂糖類」一九・三kgである。

養生狂句

米はいのち、いのちは高い安いじ
や買えんばい。そるがわかるとは
死んでから。

あちやらん国から、エイズと米が
攻めちくる。予防注射はなかろう
か。

米とかあちゃん、粗末にすると、
バチかぶる。

バチ当たり、よそん米に浮氣する。
その浮氣癖が、わが国の持病たい。
ある。

覚えとけ、米んなかときやー
知ーらんぞー。また分けてくれと
言いなすな。二度あることは二度
ある。

「米とかあちゃん」
(一三〇ページから転載)



BOOK REVIEW

『農林業の外部経済効果と環境農業政策』

— 嘉田良平・浅野耕太・新保輝幸・共著 —

農林業および農山村が持つ多面的機能は、経済学的に外部経済効果として発揮されるケースは多いものの、市場メカニズムを通じて十分に評価されたり、最適な供給が保証されたりする訳ではない。

本書では、このような外部経済効果を理論的に位置づけ、定量的に評価した上で、最適かつ持続的なその効果の発揮に向けて誘導する新たな政策の課題と今後の方向性について論じたものである。環境問題が深刻化し、農林業および農山村の衰退が確実に進行する現在においてこの問題に取り組んだ本書は必読の一冊である。

本書は、全八章から構成されてい。

まず第一章において、本書の課題と構成について概説しつつ、第二章では農林業の多面的機能の

特質を明らかにした後、外部経済効果についての理論的整理を行い、そこから外部経済効果の定量的評価の必要性を説いている。第三章では外部経済効果の評価手法の考え方、手続き、利点、弱点、適用範囲を整理した後、日本の農林業の外部経済効果評価に用いられた代表的な評価方法について具体的にまとめている。

第四章から第七章までは具体的な事例研究で、ペーリング法による農林業のアーメーティ創造機能の評価（第四章）、仮想状況評価法（COVM）による農林業の国土・環境保全機能と伝統文化維持機能の評価（第五章）、中山間地域農林業の国土・環境保全機能に対する支払意願額の統計的解析（第六章）、農山村における祭りのオプション価値の計量経済分析（第七章）とい。

最後に第八章で、農林業の外部経済効果と環境農業政策の課題および展開条件について、理論および政策の両面から検討を行い、さらに、中長期的な観点から農山村の活性化方向と新たな地域政策のあり方に検討を加えている。

本書では、まず農林業の持つ多面的機能の特質を考察した後、それゆえに外部経済効果が発現するという事実を明らかにし、その論理的帰結として発生する諸問題を提示している。

つまり、農林業の持つ多面的機能の多くが、排除性や競合性に欠けるという特質ゆえに外部効果を発揮し、そのままでは、いわゆる市場の失敗により自立的に効率的な資源配分が達成されない。それゆえ、何らかの形での政策介入が必要とされると説く（本書では環境農業政策を「①環境保全と調和しうる農業へと誘導する政策、およぶ②農林業の多面的役割を発揮させるための政策」としている）。

この政策の適切な実施また効果の影響評価のために、そして環境農業政策への国民的意識の形成の

ために、農林業の外部経済効果の評価が不可欠としている点は同感である。さらに、本書では農林業のもたらす外部不経済の評価の必要性をも説いている。

これまでコメの輸入自由化反対論の中で、農業が国土・環境保全に対して重要な役割を果たすといったプラスの側面のみ強調されてきた。しかしながら、農林業が環境面でもたらすマイナスの影響、つまりの環境汚染者としての側面、さらに、農山村に残存する古い因習や生活の不便さといったディスアーメーティーといった側面についても評価すべきであるとする。

現在、日本農業においても環境問題が各地に現れ、農産物や食料品の安全性が問われる中で外部不経済の評価という点にも注目したい。

日本では、「新農政」において環境保全型農業が政策の柱の一つとして掲げられた。その基本的方向は、農林業の環境負荷をできるだけ軽減しつつプラスの多面的機能をいかに発揮させるかにある。

本書では、外部経済および外部

不経済を適切に評価し、これに基づいて環境農業政策のあり方を示すことを課題として、この問題意識の尊重から施策の具体的な事例、農林業の多面的役割をふまえた新たな政策の展開方向と地域農林業の振興方策を明示し、地域農林資源の管理と保全のための新たな支援策について積極的に言及している点に極めて大きな意義があるといえよう。

最後に、外部経済（不経済）効果の評価方法の信頼性の向上が望まれることは言うまでもない。本書は、第III章で紹介された評価方法の特徴、問題点を十分に考慮した上でアンケート項目の作成などをを行つており、各事例について可能な限り高精度で計測を行つていける点を付言しておきたい。

本書において「農林業・農山村の持つ幅広い機能について、その

効果の大きさと受益関係を明確にするとともに、その保全のあり方について国民全体の理解を求めていく必要性がいまほど問われているときはない」とある。

公共財あるいは環境財の提供者としての農林業・農山村の多面的機能をいかに評価すべきか、また政策的にそれをどう具体化するか今後の日本農業と農政の展開に深く関わっている。

（多賀出版・一九九五年二月）八
日発刊 六、三八六円）

〔評 者〕 北海道大学 大学院
農学研究科 比較農政学講座
林 健 次

北海道地域農業研究所の会員加入の推移と主要事業の概要

一五カ年間の総括

当研究所は平成一年十一月設立

され、年度としては五カ年を終え

た。初年度はわずか四カ月の活動により厚生連別館五階に移った。多年の懸案だった中心地に近く、関係機関との連携に利便性のよい場所を借用し、少しでも快適な研究所を整備を行うことができたことは幸いである。

また、事業の内容については、所期の目標に向かい取り組んでおり、一定の評価を得つつあるが、規模、範囲、取り組み課題・方法など一層の改善・充実を図り、第二のステップに向けて、会員や関係機関の負託と期待に応える事業に発展しなければならない。

体・企業等の法人、それに大学・試験研究機関の研究者などの個人を対象に幅広く加入を呼びかけている。年度別の正会員、賛助会員の加入状況は表一ーのとおりで、年々伸びを示しているが、組織の強化は財務の健全化にもなるので、さらに会員数の増加に向けて努力する必要がある。

なあ、研究所の事務所は発足当初からホクレンホールセンターの一階を借用していくが、今年五月に入推進を要する。

会員の加入状況

設立初年度（平成二年度）

農協・連合会を主力に関係団体に呼びかけ発足したが、農協では手続きが間に合わず、一部は賛助会員として加入するなど暫定的な

入会数は農協、農協連合会を中心とし、市町村、生協関係、農業関連の団体に増えているが、地域的には未加入の市町村・農協があり、今後さらに躍進するためには、一層の加入推進を要する。

時からホクレンホールセンターの一階を借用していくが、今年五月

今後は適切な評価をもとに、いかなる政策目標で、いかに環境農業政策を具体的に実行していくかが大きな研究課題となろう。

措置をとつたといふもあつて、正会員加入は僅少に止まつた。

関係機関の団体・企業についても、農協連合会・生協・全国連の出先、各種農業団体・系統関連の関連会社などに呼びかけて加入してもらつた。

個人会員は研究者を中心にして、調査研究に対する協力支援を併せて行つた結果、相当数の方々の加入と協力体制が得られた。

二年度目（平成三年度）

多くの農協で総会議案に加入手続きを提案してもらつた結果、全道の総合農協数に対し五〇%を超える加入となつた。

市町村では市長会（市長会への格付申請の結果Bランクに査定された）、町村会、それに各支厅の支援などにより、加入や利用の呼びかけを行つたが、団体への新規加入については予算計上と共に議会の承認を必要とするなど、次年度への準備年となり、この年にはそれほど加入が進まなかつた。いづした状況を踏まえ、加入推

進のため市町村および未加入農協に対し、研究所関係者が直接巡回訪問するなかで、研究所の設立趣旨、経過、活動状況などを説明し加入要請した。なお市町村については次年度に加入するかどうかの意向調査を行つた。

三年度目（平成四年度）

農協の加入の伸びは予想外に低調に終つた。必要性を認めつつも当面は農協として調査等を委託する考え方がない、もう少し様子を見るなど消極的姿勢が窺われた。

市町村については、前年度の巡回推進等により理解度が深まり、加入数を大きく伸ばすことが可能となつた。しかし、全道（百十一）の市町村があるなかで、農業が重点産業になつているのは百八十市町村くらいと見ると、加入は三分の一程度である。

五年度目（平成六年度）

巡回訪問のなかで地域農業振興計画の策定や研修会の講師紹介などについて相談が持ちかけられるケースが多くなってきた。

市町村については、北海道中央会、各地区農協組合長会などの支援を得ながら加入数を増やす努力の結果、七〇%台に乗せることができた。しかし地域によつては四〇%未満のところもあり、今後も会報「地域と農業」[年報]などの送付で調査研究活動を紹介しつつ、重点的に加入推進を図りたい。

農協については未加入農協の重点的巡回推進の結果加入が増え、全体として七〇%弱となつた。市町村についても、順調に増えたところ、また、これまで巡回できなかつた新しい市町村、未加入農協に対し重点的な推進を引き続き行つた。

各支厅の側面的な支援と町村会などによる改めての支援を下に、次年度に向けた巡回推進などを行つた。加入に関する意向調査を行つた結果では次年度に予想以上の加入が期待できる見込がたつた。

四年度目（平成五年度）

農協の加入は広域合併農協による会員の減少もあり、前年に引き回す低調だつた。しかし、理解度は確実に深まつているとの感触を得たので、引き続き加入推進の巡回訪問を続けた。

市町村については、継続的な巡回などにより研究所に関する認知度が高まり、徐々に加入数が増えてきた。

巡回訪問のなかで地域農業振興計画の策定や研修会の講師紹介などについて相談が持ちかけられるケースが多くなってきた。

六年度目（平成七年度） と今後の取り組み

農協については、設立当初よりJHA北海道中央会、各地区農協組合長会などの支援を得ながら加入数を増やす努力の結果、七〇%台に乗せることができた。しかし地域によつては四〇%未満のところもあり、今後も会報「地域と農業」[年報]などの送付で調査研究活動を紹介しつつ、重点的に加入推進を図りたい。

市町村については、前年の推進が功を奏し四十一市町村の新規加入をみた。その結果七〇%を超える加入となつた。しかし、農業主力の支厅管内で六〇%未満の地区もあるので、それらの地区的市町村に対しては引き続き巡回訪問するなど推進を行いたい。

未加入市町村に対しては、道・

表-1 組織および体制の推移

平成7年7月末現在

関係機関の団体・企業について、農業関係はもとより、関係外に対しても支援を求め加えよう努力をした。い。いずれにしても農業専門のシンクタンクとして、社会的に認められるような活動を積み上げつつ、組織の充実を図ることが当

主要事業の概要

研究所に課せられた課題であり、
関係機関の一層の支援を得ながら
加入推進を行いたい。

自主研究

当研究所自身が課題を決め取組む調査研究である。

究とし、「鮮度保持を要する北海道の農産物の低コスト物流システムの確立」をテーマに、平成五年度までの継続研究とした。

一つ目の農業情報の問題については、「地域農業技術センターの役割と機能強化に関する研究」として全国農協中央会の研究奨励事業

助成が認められ、その一環として平成五年にかけて取り組んだ。また、平成三年度栗山町の受託研究として「農業情報ナットワーク整

備に関する基礎調査」ともリンクしながら、研究の蓄積を図った。

もう一つの柱である「農村の生活・文化・環境整備について」の

調査研究は、本格的な研究に至っていない。幸い平成四年度にホクソウから「受託研究」にて、「三話

したがての歴史研究として、生活総合センター構想」のテーマに取り組み、この分野で端着を開いた。

り組み、この分野は端緒を開いた
他に、会報「地域と農業」の特集
として生活や文化、環境問題につ

事業実施の上で財務などの基本的な課題があるが、ここでは調査研究の主な事業の件数・特徴などについて、五カ年間が推移したな

組み平成四年度末まではひととおり研究会を終わった。

いて、幾度か取り上げるなどで情報の蓄積を行っている。

四年度目（平成五年度）から五年度目（平成六年度）にかけては生産構造のなかで、最も重要な課題として「農地問題」に焦点を当て一ヵ年間にわたり、水田地帯、畑作地帯、酪農地帯に分け調査を実施した。たまたま北海道農業開発公社などからの受託調査ともリンクしながら取りまとめを行い、併せて農地に関する各種データの整理を行い資料化することができた。なお、平成七年度に若干の補足調査と最終検討を行い、農地問題に関する提言をまとめる予定である。

また、「農協系統における営農技術指導体制の強化に関する研究」について、平成六年度から七年度にかけて全国農協中央会の研究奨励事業助成を受けて取り組んでいる。

その他の自主研究についても継続的に実施している。

表-2 主要事業と活動状況の推移

平成7年7月末現在

| 区分 | 年 度 | 第1年目 (平成2年度末) | 第2年目 (平成3年度末) | 第3年目 (平成4年度末) | 第4年目 (平成5年度末) | 第5年目 (平成6年度末) | 第6年目 (平成7年度計画) |
|--|--|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 調査・研究事業 | 自 主 研 究 | —— | 2テーマ (研究会延べ6回) | 4テーマ (研究会延べ5回) | 2テーマ (研究会延べ5回) | 2テーマ (研究会延べ4回) | 2テーマ |
| 共 同 研 究 | 4件 | 6件 (うち2年度からの継続) | 7件 (うち3年度からの継続1) | 7件 (うち4年度からの継続3) | 9件 (うち5年度からの継続2) | 9件 (うち6年度からの継続6) | 確定5件 (うち6年度からの継続4) (うち奨励研究1件) |
| 受 託 研 究 | —— | 4件 | 9件 (うち5年度からの継続2) (うち奨励研究1件) | 5件 (うち4年度からの継続2) (うち奨励研究1件) | 11件 (うち5年度からの継続1) (うち奨励研究1件) | —— | —— |
| 診 断 事 業 | —— | —— | —— | —— | 1件 | 3件 | —— |
| 提 案 企 画 研 究 | —— | —— | 1テーマ (道立中央農試) | 3件 (道立中央農試2) (道農業信用基金協会1) | 2件 (道立中央農試1) (道農業信用基金協会1) | 1件 (道立中央農試1) | —— |
| シンポジウム・フォーラム・研究会 | 1回 (創立総会記念講演会) | 3回 (うち総会時の特別講演1) (うち後援1) | 2回 (うち後援1回) | 2回 (うち総会時の特別講演1) | 3回 (うち総会時の特別講演1) (うち共催1) | 3回 (うち総会時の特別講演1) *創立5周年記念 | —— |
| 機 関 誌 ・ 研 究 資 料 発 行 | 会報 1回 (創刊号) | 3回 (Na.2~4号) | 4回 (Na.5~8号) | 4回 (Na.9~12号) | 4回 (Na.13~16号) | 4回 (Na.17~20号) | —— |
| 研 究 報 告 書 | —— | —— | No.1~6(6冊) | No.7~12(6冊) | No.13~16(4冊) | No.17~19(3冊) 特別号No.1~2(2冊) | No.20 |
| 報 告 ・ 研 究 会 | 研究報告書 —— | —— | 2件 | 4件 | 9件 | 現在まで1件 | —— |
| 報 告 ・ 研 究 会 | 学 会 ・ 研 究 会 各種研修会・研究会等への講師派遣 | 3件 | 3件 | 7件 | 7件 | 31件 (うち外部講師5件) | 現在まで3件 |

受託研究

地域農業振興計画の策定に対する支援は、当研究所が発足以来大きい事業の一環であるが、受託研究のなかでも「共同研究」と位置づけしている。

それは現地閲察研究と位置づけられている。それは現地閲察機関を網羅した体制づくりを行い、当研究所のプロセスを経て、地域機関を網羅した体制づくりを行っており、当研究所のプロセスを経て、地域機関を網羅した体制づくりを行っている。これは現地閲察研究と位置づけしている。

関係団体からは、平成三年以降北農中央会、ホフレン、農業開発公社、コープさっぽろ、北海道畜産会、農政調査委員会、北海道草地協会、農協や集落などから依頼された多様な課題に取り組んでおり、平成七年までの累計は十五件を含めると延べ四十市町村におよんでいる（広域地域の振興計画を含む）。

一ヵ年ないし二ヵ年にまたがる取り組みとなるが、プロジェクトメンバーによるアンケート調査、農家調査、関係機関の調査、それらの分析、現地での検討会、結果報告などの機会を通して外部の刺激を受けることで市町村内関係者の連携が良くなり、地域の活性化につながるなどの効果も見られる。

公的機関からの受託調査・研究については、平成三年より北海道を始め、国の関連機関からも受託してあり、その内容は多様化し件数も年々増加し、平成七年までの累計は十二件になつてある。このことは研究業績が評価され、社会的にも認められる研究所として位置づけられつつある。

関係団体からは、平成三年以降北農中央会、ホフレン、農業開発公社、コープさっぽろ、北海道畜産会、農政調査委員会、北海道草地協会、農協や集落などから依頼された多様な課題に取り組んでおり、平成七年までの累計は十五件

である。このなかで提言が具体化されたり、活用されているものがいくつもあるが、その一つとして「ホフレン夢大賞」については、平成四年度ホフレンからの依頼により調査・検討を行い、その結果に基づく企画・提言を行つた。ホフレンではこの報告をベースに平成六年度に具体化されてい。

最近の研究成果のなかで注目をされているものとして、平成五年度に道から受託した「花きに関する調査研究」は、花きの生産・流通・消費の数少ない体系的にまとめた資料として評価されている（研究叢書特別号No.1として印刷し、全国に紹介している）。

また、平成六年度に道から受託した「ファームコントラクターに関する研究」については、道へ提出した報告書は公表されていないが、各地域で関心が持たれており照会が多い。資料が限定部数のため詳細な資料の提供ができないでいる。そのため、内容の組み替え補完などによって「地域農業研究叢書」として印刷し会員に送付する予定である。

受託研究成果の蓄積の中から自ら研究や提案企画研究に運動する課題も多いので、今後会員のみならず関係機関にも積極的に働きかけ多様な依頼事項に対する要望に応えていきたい。

提案企画研究

自主研究などで提起された重要な課題、受託研究で懸案となつた課題のなかで、複数の機関・団体で取り組む必要がある共通的なテーマについては、「提案企画研究システム」によって、平成四年から手がけているが、道立中央農試との共同研究はこれまで三つのテーマを取り上げている。

平成五年度から六年度にかけては、北海道農業信用基金協会と共に同研究で「農家経済の再建に関する調査・分析（負債対策）」について取り組んでいる。

数多く開催している。全会員を対象としたシンポジウム・フォーラム・研究会については、研究所の事業を広く紹介する好機と考えられるので、設立時の記念講演会を皮切りに、その後も時宜を得たテーマを設定し、年に一~二回企画し、主催あるいは共催・後援をしてきた。

なお、シンポジウムや研究会の内容については、「会報」「地域と農業」にて紹介している。

会報「地域と農業」の発行

会員との間を結ぶ絆として、季刊で発行している機関誌である。

農業に関する課題の情報源として年四回の発行が定着した。特集などをできるだけユニークなテーマを取り上げ、極力全国的な人脈に執筆を依頼しているが、一定の力

題」との結果の要約などの他、調査研究活動の状況が分かる資料として広く利用されている。

調査・研究の成果品については広く公表してもよいものについては「地域農業研究叢書」としてこれまで20号まで発行している。また、特別号は2号までの発行であるが、発行の都度「会報」や「年報」で紹介している。特別号は別として会員に無償配付している。また、会員外には有償頒布も行っている。

なお、叢書にならないものは「調査報告書」の形にするものもあり、配付の取扱いについては会報等で紹介している。

各種研修会・講演会・研究会への講師派遣

市町村・農協や地域の諸機関で開催する各種研修会・講演会、全道段階での研究会・学会に対する講師・報告者の派遣・斡旋の一

シンポジウム・フォーラム・研究会の開催
受託研究に係わる現地報告会は

ズも多く、設立初年度から積極的に対応しており、これらの状況については都度「会報」の掲示版で紹介している。また、「年報」にも掲載している。

最近では、研修会の企画の相談もあり、適切なアドバイスを行い講師の紹介などは全国的な規模で適任者を選定している。

市町村や農協からの講演依頼を契機に会員加入が実現したり、地域の農業振興計画策定の依頼を持ち込まれるなどの例もある。こうした触れ合いについても大事にしたいと考えている。

また、役職員の学会や研究会での研究成果を発表する機会は、日々の研鑽の場として重要視しており、積極的な参加を行つてている。

文責・常務理事 富田義昭



研修会等への講師派遣

(平成七年五月～八月)

○第26回通常総会特別記念講演

主催 北海道農業機械工業会
とき 平成7年5月18日

テーマ 「北海道農業の活路」
講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

○定例研究会 話題提供

主催 北海道産学官研究フォーラム
とき 平成7年7月27日

研修 ○平成七年度 種苗管理専門技術
主催 農林水産省種苗管理センター
とき 平成7年5月22日

研修 主催 北海道中央農場
とき 平成7年5月22日

テーマ 「馬鈴しょの生産と流通について」
講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

分担講義 七戸 長生(当研究所・所長)

○平成7年度中央アジア「特設農産物市場経済コース」研修

文責・常務理事 富田義昭

○大洋会北海道支部 講演会
主催 大洋会北海道支部(大洋興業株式会社)
とき 平成7年7月10日

テーマ 「北海道農業の活性化」
講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

主催 國際協力事業団(IFOA)

北海道農政部支援
とき 平成7年8月30日

テーマ 「北海道農業の営農システム」
講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

分担講義 富田 義昭(当研究所・常務理事)

「研究報告書」有償頒布のご案内
『中山間地における農地利用計画』
II道営土地総事業初山別地区
地域総合計画B5版 62ページ

頒布価格 1,000円
(消費税、送料込み)

話題提供者 富田 義昭(当研究所・常務理事)
テーマ 「農業生産現場における情報システムの活用」
講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

○JJA理事夏期研修会
主催 JJA北海道中央会・旭川支所
とき 平成7年8月17日

テーマ 「新食糧法下における地域農業とJJAの役割」
講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

「研究報告書」有償頒布のご案内
『中山間地における農地利用計画』
II道営土地総事業初山別地区
地域総合計画B5版 62ページ

頒布価格 1,000円
(消費税、送料込み)

本報告書は、平成6年度、道営土地総事業初山別地区地域整備事業の調査報告である。
後編者を十分に確保できない初山別村では、近い将来農家戸数が激減する」とが予測される。そのためこの報告書では、将来の農業の担い手のあるべき姿と、供給される農地の有効活用をどのようにすべきかを示したものである。

シユーマツハーオの ビューティフル

読みかた

グローバル地域研究所

小松光一

このといじる、E・L・シユーマツハー(注1)の『スマール・イズ・ビューティフル』の勉強会をやつてある。あの小島慶二さんの訳で、日本でも一時ひとつブームをおこした本だ。(注2)

私も、実は昔読んだきりで、あまりにも、表題のスマール・イズ・ビューティフルがつよすぎて、そうした印象だけが強いだけだったが、いま、つまり一九九五年の世紀末に読みかえしてみて、実に深いものがあることに驚いている。訳者の小島慶二さんも書いているが、ともすれば「中世紀的な牧歌的ユートピアを夢見る者」と理解してはいけないのだ。

シユーマツハーは、もともと、この書名を「ふるさと派」としたかつたらしが、編集者が「スマール」に目をつけたのだ、という。つまり、「ふるさと派」はおなじこと、「スマール」はおなじことだ。

ぱりし」ということなのだ。
しかも、一九七三年にヨーロッパで出版され、一九七六年には『人間復興の経済』として訳出され、(注3)いかにも一九七〇年代、つまり、一〇年前のテキストのように思われがちだが、シユーマツハーはまぎれもなく一世紀の次の時代のために書いたのである。だから、世紀末の現在こそ、シユーマツハーは読まれなければならぬと思ふ。

■正しい土地利用

先日の勉強会は、「第一部 資源・第一章 正しい土地利用」をやつた。

この「資源」をとりあつかつた部分の第一章は、「教育」であつた。つまり、資源の第一義は人間であり、第一義は土地の利用への考え方たなのである。

シユーマツハーは、「文明人は地球の表面を渡つてすすみ、その足跡に荒野を遺して行つた」という言葉を引用しつつ、「歴史の著述家たちは土地利用の重要性について



注1) エルンスト・フリードリッヒ・シュマッハ
(Ernst Friedrich Schumacher)
1911年ボン生まれの経済学者。オックスフォード大学に学ぶ。第2次大戦後イギリスに帰化。英国石炭公社顧問として早くから石油危機を予言。その「スマール」の経済学は、物質至上主義の現代文明へのもっとも鋭い批判として注目されている。1977年没。

注2) 「スマール・イズ・ビューティフル」
講談社学術文庫 (定価: 1,000 円)
1986年4月10日 第1刷発行
1994年9月14日 第14刷発行



は全然泣きしなかつた」と記す。つまり、近代は、結局、土地といふ資源を「科学」という名で、浪費しつづく」としか考えてこなかつたという」となのだ。

■ 飯沼 二郎

わたくしは、この数年北海道の農家とつきあうようになって、飯沼一郎さんの書を注意して読むようになつた。(注4)

たまたま、いまアーノ・ブックスの『日本農業の再発見』を読みなあしている。

飯沼さんが、富崎安貞の『農業全書』の最初のことば、「農人たるものは、わが身の分限をよくはかりて、田畠をつくるべし。おのの、その分限より内ばなるをもつてよし」とは、明の徐光啓の『農政全書』からの引用だとし、この農政全書は、古代中国の『齊民要術』からの引用だと書いてあるところに魅かれた。(注5)

実は、わたくしは、この四円より帯広市が主催する「おびひろ農業塾」の塾長(塾頭は帯広市長)

をつとめる」となり、塾のながの新規就農希望者(変な言い方だなあ...)だけの課程「十勝ふるさと農学校」の開校式で、「土地のキヤパシティを超える農業は成立しない。おそらく北海道の酪農は、土地のキヤパシティを無視して、規模を拡大しすぎたのではないか」と講義をして、帯広市の農林課長三上博さんにたしなめられたことがあつた。

彼は、「個人の農地だけでなく育成牧場も含めながら、北海道酪農は土地との結びつきをちゃんとやろうとしているのではないか」と、シユーマッハーは、「土地を「土地とその上に住む生物」と、どちらかとも言えようとする。

つまり、土地のキヤパシティは、土地面積の広さだけではなく、耕土、そのなかに住む微生物、それから耕土の上に育ち・生きるたくさんの生物たちの総体としての「土地」ということなのだ。

事実、一九七〇年代半ば以降、ヨーロッパの農政は、近代主義的なマンスホルト・ブラン(注6)

注3)「人間復興の経済」

スマール・イズ・ピューティフルは1973年出版以来、世界中で翻訳され、わが国では、1976年佑学社から「人間復興の経済」の書名で斎藤志郎の訳で上梓され第5刷に及んでいる。

注4)飯沼 二郎

1977(大正7)年生まれ。京都大学名誉教授。農業経済学、朝鮮近代史専門。

注5)「日本農業全書」

1697(元禄10)年発刊の、わが国最初の農法書。「農政全書」(1630年)「齊民要術」(せいみんようじゅつ、532~545年)は、ともに中国農法書。

注6)マンスホルト・プラン

1970年、ヨーロッパ経済共同体副委員長だったシッコ。マンスホルト博士が、ヨーロッパ農業のためのプランを実行に移した。博士によれば、農民は、「いまだに社会の急激な変化を理解しない階層」であり、「農民の大部分は農業を捨てて都市の労働者になるべき」とし、マンスホルト・プランでは、できるだけ早く小規模な家族経営農家を集約して工場のように経営できる大規模農家を作り、農業人口を最小限に減らすことを目標とし、「老若の農民の離農を助ける」ために助成金が用意された。

■21世紀のふるさと派

少々荒っぽくいえば、一村一品運動の多くは、差異とデザインに吸収され、制度の側に統合されていった。

本来なら一村一品は、その村の自然のキヤバシティと文化アイデンティティにもとづく、哲学的な(人間復興の)問題提起だったのだろうと思うが、結局、シユーマンハーネーの議論とかみあうことなく、単なる、モノ商品論のレベルでもしきくもなんともなくなってしまった。

おそらく、グリーンツーリズムやファームインなどといわれるのも、安手のデザイン論(コンサ

に変えて、シユーマンハーネーの弟子たちによって『緑のヨーロッパ』という政策に転じてい。さて、日本は? 北海道は? というところになる。
おそらく、日本も北海道も、未だ「土地利用」について配慮した抜本的な「政策」がとうていないにちがいない。

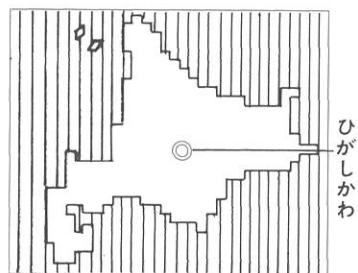
ルタノンなどががんばってしまったにありえない「土地利用の方法」をよく考えたものにしなければならないだろう。
二十一世紀はすぐそこへ来ている。

小松 光一 (こまつ こういち) さん

1943年北海道上砂川町生まれ。ながく千葉県における農業後継者教育にたずさわったのち退職。藤田和芳氏、立松和平氏らと「アジア農民元気大学」を設立し、アジアの農民のネットワークをめざす。北海道においては、常呂町「風のがつこう」学長、帯広市「おびひろ農業塾」塾長の役を果たす。近著・『山間地農村の産直革命—山形村と大地を守る会との出会い』(農文協・刊)
現在、お茶の水女子大学、法政大学、茨城大学の非常勤講師。



連載



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.4

東川町の事例

『ニュー・ステップ・アップ・100』

道内屈指の観光地でもあります。農業のほか、家具製造・木工芸が盛んで「写真の町」としても知られています。

東川町の農業は、大雪連山を源

とする忠別川、倉沼川を水源とした稻作を中心でしたが、一九七〇年から始まったコメの生産調整の実施は、平均経営耕地面積三・六haであった東川町農業にその展開

方向の見直しを迎ることになりました。

東川町の人口は四、一九四人で、うち農家人口は「六四六人 農業從事人口一、〇四八人。

平成六年度の農業概要

ホウレンソウ、ながねぎ等を中心とした野菜作は複合経営の重要な柱となっています。

農業総生産額は六三億三七百万円。農家一戸当たり平均生産額は八九九万円でした。

農業振興計画「ステップ・アップ・100」

東川町では社会情勢、農業情勢の変化に対応すべく、平成一年三月、農業振興五カ年計画「ステップ・アップ・100」を策定し、生産技術の高位水準の確立、有機農業推進の町宣言、農産物加工施設・野菜パッキングセンターの設

農家戸数は七〇五戸、うち専業は僅か一八戸で兼業比率の高い特徴があります。

耕地面積は、水田三〇七ha、畠地五九三ha、草地一四haで、合計三、六七九ha。

一戸当たり平均耕地面積五・二ha、一戸当たり農業従事者数は約一・五人となっています。

東川町は、北海道のほぼ中央、旭川市の東一三郊に位置している。町の開拓は一八九五年（明治二八年）に始まり、今年、開拓一〇〇年を迎えています。

町の総面積は一四七km²、経営耕地面積は三八km²（一五%）。

その大部分は大雪山国立公園に指定され、北海道の屋根と呼ばれる大雪連山の最高峰旭岳、さらには旭岳温泉、天人峡温泉を抱え、年間約一〇〇万人の観光客を迎える

糧法が施行されるなど、農業展開方向の見直しを迫られる状況に直面してきました。

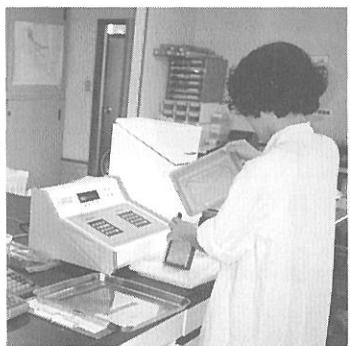
この間、「日本の米づくり一〇〇選」認定（平成二年）、「農村百景の地」指定（平成三年）、「道内米産地区分「特A地区」指定（平成五年）を獲得しています。

一方、平成四年からの米不足・復田に伴い、転作率は平成二年度

の四〇・九%が平成六年度では二一・七%に減少、転作の減少により、玉ねぎ、かぼちゃ、小麦、豆類、の作付は激減しました。平成五年の大冷害も重なり、「平成六年度コメ騒動」と高米価は歴史に残るものとなりました。



東川町農業・農村の更なる飛躍を目指して
NEW
ステップ アップ
STEP UP 100
東川町地域農業振興計画書
平成7年3月1日——平成12年2月29日



▲米の食味分析器を導入し全町の食味向上をねらう

- 3 ① 婦人部活動支援対策
 - ② 担い手育成対策
 - ③ 青年部活動支援対策
 - 潤いのある農村生活づくり
- 2 ① 担い手確保対策
 - ② 担い手づくり
 - ③ 婦人や家族従事者の経営参加促進活動
- 1 ④ 生産組織活動の活性化
 - ⑤ 高収益作物の生産拡大と有利安定販売対策
 - ⑥ 加工・発信強化および町内異業種交流活動
 - ⑦ 宣伝強化対策と情報の収集・加工・発信強化および町内異業種交流活動

て協力させていただきました。

「ニュー・ステップ・アップ・100」の目指すところ

最近は若手経営者を中心に、水稻大型経営を目指す方向と野菜と水稻の複合経営を目指す方向との、大きな二つの流れが目立っています。このことは新たな営農意欲の表れと捉えて良いのでしょですが、しかし、農家戸数の減少、高齢化・担い手不足、農地の賃貸借拡大等の流れは東川町も例外ではありません。

今後の農業振興の方向性を、再確認する必要に迫られています。

これらの状況を踏まえながら、平成六年五月、各関係機関によるプロジェクトを設置、東川町農業の振興戦略検討が進められました。

平成七年二月、東川町地域農業振興計画「二ユーステップ・アップ・100」と題して新五カ年計画（平成七年三月）が発表されました。当研究所も研究班を編成し、地域の問題点・課題について

1 農家所得の安定確保へ向けた重点課題

- ① 農家所得七〇〇万円と農業総生産額一〇〇億円へのアップ
- ② プラント化を目標した農産物づくり

- ③ コスト低減を目指した総合生産支援システムの設置と展開
- ④ 総合的土づくり
- ⑤ 高収益作物の生産拡大と有利安定販売対策

新計画は、「農力アップで東川農産物の総ブランド化」のために、「差別化・独自品質を持つた農産物づくり」「特定流通ルートの確保・拡大」「知名度アップや話題性の提供」を進める基本戦略に、「国際競争と産地間競争に勝ち残り活気とうるおいのある東川農業を次代に引き継ぐ」とを目指しています。

新計画は、つぎの一九重点課題を掲げ、それぞれ実践方策を組み立てています。

①農村景観と生活環境づくり

②農村生活エンジョイ活動と農

村文化情報発信活動

③高齢者の生き甲斐と福祉対策

④婦人部活動支援対策

4 地域環境の保全

①環境保全型農業推進

②農業資材廃棄物処理対策

③管理不十分圃場対策

④緑と水を守る運動



「新計画」の中から主要なテーマの一端を、JAひがしかわ 営農課長の村瀬慎治さんから紹介していただきます。

産地精米と道内直販対策
昭和六二年から始まつた特別栽培米は、将来の米の自由化を想定して取り組んだ面もあり、その扱い量は年々増加し、平成六年には一万俵・契約消費者数一万四千人となりました。

農協では、平成二年に精米工場を設置し、特別栽培米の産地精米を行つてきている。それらの流通方法は道内主要都市の生協・米穀小売店を経由して消費者に届けられている。
消費者との信頼関係づくりが直

販を成功させる要因となるため、産地交流、消費地交流、産地だよりの発行等を積極的に進めてきている。

新食糧法下でもこれらの取り組みを続け、総生産量の三〇%程度は産直として生産・流通していくと考えでいる。

宣伝・情報発信チームの編成

今後の産地間競争激化の中で、東川産の農産物の安定生産・安定販売のためには、「東川農産物の総ブランディング」を進め、それら情報を広げ、しかも適確に発信していく。



▲特別栽培米の消費者と産地交流会

農業振興センター
今後の東川農業の発展のために、総合支援システムとして機能していく「農業振興センター」(仮称)を計画している。必要な機能の概要是①担い手育成、②農作業受託、③農地流動化、④リース農場、⑤研究・普及事業等を考えているが、農業振興センターの実現に向けた検討委員会を設置し、年次的に設置していくこととしている。



▼情報発信チームの検討会

(レポーター)
専任研究员・須田 泰行)

ときの話題



「平成大不況の後に迫りくるもの」

北海道立中央農業試験場

経営部長 長尾 正克

深刻な平成デフレ大不況をまえにして、経済専門家と称する人達の不況脱出処方箋が、やれ規制緩和だの、やれコスト低減だの百家争鳴の感がある。内容を良く検討すると、厳しい競争の貫徹を要求する組と競争は緩やかにして日本特有の協調社会を維持すべきであるとする組との正反対の意見が主流にある。どちらを信じたら良いのであろうか。

★ ★ ★

先日、私と同じ学校で農業経済学を学んだ者同士の先生を囲む同窓会に参加したときの話であるが、北海道においても経済の冷え込みは深刻化しており、最近では農業

などの一次産業よりも、二次産業の景気の冷え込みが大きいということであった。特に、価格破壊の影響を受けて、道内の中小企業はほとんどが採算割れの仕事を受注

しており、窮屈化の一途を辿っていることを知つて大ショックを受けた。貿易黒字の圧縮のためといながう、より一層の貿易の自由化、そして、円高・ドル安の容認は、国内不況の深化が進む一方で、

貿易黒字は一向に減りそうもない。何がおかしい。民間企業に勤めている同級生から、経済学を研究している立場からの何か意見を述べると言われて大層困惑した。

★ ★ ★

イギリスの著名なケインジアンであるジョーン・ロビンソン夫人は経済学を学ぼうとした動機を次のように述べている。

「経済学を学ぶ目的は、経済問題に対する一連の受け売り解答を得ることではなくて、いかにして経済学者にだまされるのを回避するかを知ることである」と、いかにも皮肉屋さんのロビンソンらしい言葉であるが、実に恰好がいい。

翻つてわが身を省みると、「員数あわせのため経済学を学ばされた」口であり、実に志が低い。おまけに、必須の農業経営学講座の単位まで、さぼつて落してしまい、矢島武教授に講義終了後の補講を受けて、やつと単位を頂いた記憶がある。ちなみに、時効であると思

農業経営学の単位を落し、一緒に
先生の補講を受けた仲間に、宇都
宮大学農学部教授の宇佐美繁君と
北海道企画振興部経済調査室長の
金子佳弘君があり、どういうわけ
か二人とも経済の専門家になつて
しまつた。

いじり余談ではあるが、つゞで
に矢島先生に関するエピソードに
ついて述べてみたい。先生はわれ
われが苦学生で腹を空かしてくる
状況を良く把握しており、補講に

行くと香りの良い挽き立てのコーヒーとショートケーキを用意して待つしてくれた。当時、喫茶店で同じものを注文するとびっくりするほど高い値段がとられるので、いま時の学生とは異なり、ほとんど味わったことがなかつた。大変ありがたかつた思い出であ

★
★
★

余談は続く。

由貿易を標榜しつつ農産物輸入制限項目であるウエーバー条項を設けていた。いまは、改直規制の範

貿易競争に一方的に勝ち続けることは、世界経済全体からみてもいびつになり、特に比較劣位の商品しか持たない国は失業が増大するので、調整されなければならぬことである。

るが、貨幣賃金率のより急速な上昇を容認する」とによつて、田原競争上の優位を削減しなければならない。

★
★
★

引き続き矢島先生の思い出になら
るが、先生はことのほか寮歌を愛
唱されていた。私は単なる若き時
代のノスタルジアであろうと思つ
てゐたが、先生があ亡くなりにな
つた通夜の席で、その真相を知つ
た。マルクス経済学を専攻され
いた先生は、戦前の治安維持法に

そうしたことでもあって、矢島生
生が旭川大学・学長時代に、学内
運営に大層苦労されている姿を目
て、先生の門下生が年一回先生室
に集まつて寮歌祭を開き、先生を
激励することとなつた。

理貿易を日本に押しつけていいる。これまで、アメリカは自由貿易のための門戸を全面的に開放したことが一度でもあったのであるから。反ダンピング法とかスーパー三〇一条とは何なのかな。

□ ၁၀၀။

ことができた。先生は、曰から大粒の涙をながして感激されていた。先生宅の最後の寮歌祭に参加できたことは、一生の良き思い出となつた。誘っていた幸健一郎先輩にまだ感謝あるのみ。

だいぶん脱線したので話をまた
に戻そう。

★ ★ ★

「自由貿易が本来の通商政策の姿である」と、アメリカ政府は強弁し、日本政府も認めていたが、本当にそうであろうか。自由貿易の最大の推進者であつたはずのアメリカが、かつてのガット体制で自由貿易を標榜しつつ農産物輸入制限項目であるウエーバー条項を設けていた。いまは、数値規制の管

貿易競争に一方的に勝ち続けること、世界経済全体からみてもいちじつになり、特に比較劣位の商品しか持たない国は失業が増大するので、調整されなければならぬといふことである。

るが、貨幣賃金率のより急速な上昇を容認する」といふて、皿の競争上の優位を削減しなければならぬ」。

日本に即して言えば、本来的に

は労働者の賃金を上げることによ

つて工業製品のコスト・インフレを

誘導し、世界経済のバランスをと

るべきであった。その場合は、日

本の一人勝ちにはならなかつたは

ずである。

しかるに、日本政府は何もしな

いため、アメリカの意を汲むヘリ

ジ・ファンデ（投機筋）による円

買いにより、国際為替相場が短期

間に著しく円高・ドル安に陥つて

しまつた。そこで財界がとつた政

策は、賃金を上げることではなく、

最もお金が必要とする中高年層の

首切りや、新規卒業者の雇用削減、

その結果必然化する時間外手当返

上のサービス残業の強化であつた。

このコスト削減努力は一層の円高

・ドル安を呼び込んでしまつた。

最近では、価格破壊が進行しつ

つあるが、肝心の失業率の増大と

賃金の低下による購買力の低下が

需要を著しく冷え込ますと共に、

内需拡大の中心であつた住宅需要

も沈静化しつつある。需要の冷え

込みは、海外からの輸入を抑制す

るので、貿易黒字がながなが縮ま

らない。

★

★ ★ ★

再びロビンソンは呻ひ。

「結局のところ、自由貿易の教義はより巧妙な形の重商主義にすぎないようみえる。この教義から利益を引き出せる」とできる

人々によつてのみ、信奉されてい

るにすぎない」。このことは、全面

的な市場開放が市場の見えざる手

によって、合理的な資源配分が行

われ、世界的な需給均衡が達成でき

るといつこれまでの通説が、市場

の失敗によつて世界に大富豪国と

大貧民國ができるということを言

つてゐるのである。通説の致命的

欠陥は、独占の存在を認めていな

いということである。

ロビンソンの同僚であるジョン・ケ

インジアンでもあるポーランド出

身のカレッキは、「独占度が国民所

得の分配を決定するような世界は、

自由競争のパートンからかけ離れ

た世界である。独占は、資本主義

体制の本質に深く根ざしているよ

うに思われる。すなわち、仮定もし

ての自由競争は、ある研究の最初の段階において有用かもしない

が、資本主義経済の正常状態の描

写としてば、単なる神話にすぎな

い」と喝破し、市場の失敗は独占に

起因する」とを鋭く指摘している。

★ ★ ★

これまでの論議から明らかなよ

り、「自由貿易論」とは机上の空

論であり、単なる強者の一方的論

理であり、全ての面で競争力を持

たない開発途上国は全く浮かばれ

ないことになる。

これといった円高対策をせず、

間違つた自由貿易論を掲げ、「コス

ト低減のみを要求し続ける日本經

済の行く末は、未曾有の失業の増

大が予想される。私が危惧するの

は、身にふりかかるそうな貧乏で

はない。ロビンソンが指摘するよ

うに、これまで不況に対しても

の国々がとつてきた定番の政策、

つまり、軍事費の拡大による失業

者の救済と有効需要の創出である。

そうなると、あとは戦争への道

しか残されていないのではなかろ

うか。

★ ★ ★

弱肉強食によつて勝ち残つたも

のが進化するという「ダーウィン

の進化論」よりも、今や弱者も共

存できる「今西錦司の棲み分け進

化論」が有力になりつつある。

生物学者のガレット・ハーデン

は言つ。

「しかしながら、われわれはも

つと優れたことを知つてゐる。人

間が協力するように生まれつき、

競争したり、争つようになまれて

いないことを一宇宙船（地球号）

では競争する余地がないのだ。そ

こでは全ては各人のために、各人

はすべてのためにあるのだ」。

一人は万人のため、万人は一人

のため！共同体に光を！

長尾 正克

(ながお まさかつ)さん

1940年弘前市生まれ。北海道大学農学部卒。

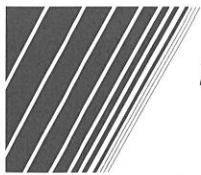
1986年北海道立中央農業試験場経営科長。

1989年同經營部主任研究員。

1991年より經營部長。

当研究所常任幹事。

農学博士。



DATA FILE

関連事項／DATA

立正大学 経済学部
〒141 東京都品川区大崎 4-2-16
☎03-5487-3243
FAX・03-5487-3350

財団法人 富民協会
〒530-51 大阪市北区梅田3-4-5
毎日新聞社内
☎06-345-6567
FAX・06-345-6586

公立菊池養生園
〒861-12 熊本県泗水町大字吉富2177-1

北海道大学 農学部
〒060 札幌市北区北9条西9丁目
☎011-716-2111

グローバル地域研究所
〒283 千葉県東金市油井257-
携帯電話03-6899-960
FAX・03-3714-4004

J A ひがしかわ
〒071-14 上川郡東川町西町1丁目5-1
☎0166-82-2121
FAX・0166-82-2557

北海道立中央農業試験場
〒069-13 夕張郡長沼町東6線北15号
☎01238-9-2001

平成7年10月31日 当日消印有効
〔賞〕
〔締切り〕
FAX 011(242)5047
TEL 011(2332)61000
各部門とも大賞(副賞10万円)各二
点。優秀賞(副賞30万円)各数点。
〔審査・表彰〕
平成8年3月。

- ◆ 九九五年八月一五正午、札幌の氣温は六・六℃と八月最初の夏日になつたが、相変わらずどんよりとした曇り空で時折小雨もぱらついた。
- ◆ 二三〇を超える炎天下の甲子園球場では、旭川実業高校が15対13の大激戦で鹿児島商業高校に競り勝った。
- ◆ 今年は、終戦五〇年の節目にあたるということから、報道機関も連日キヤノンペーンをつづけてきだし、市内の書店でも「終戦五〇年特別コーナー」がお目見えして関連書籍が数多く陳列された。
- ◆ それまでの数カ月の長い期間を、あ

◆野球とは違つて、戦争といふものが単純に優勝劣敗を競つものでなければ、疾つくに大敗は歴然としていたものを時の為政者の面子や瘦せ我慢にひきずられて辿り着いたのが、一九四五年八月一五日だったのではなかろうか。◆面子と瘦せ我慢は、玉音放送という曖昧な形式でも終戦と言ひ募つたし、今日もそのように言うが、実体は、完膚なきまでの無条件降伏だったのだ。

〔応募方法〕

後編
記集

の木からソーリンに明け暮れていたこの虚しさに比較すれば、戦争というあざましい歴史の事実を風化させることがなく、謙虚に噛み締めてみると何とは

か。あの時から中国大陸や朝鮮半島そして太平洋の各地への侵略軍の進攻が始まわり、緒戦の驕りがそのまま一五年という長く凄惨な歳月へ国内外の人

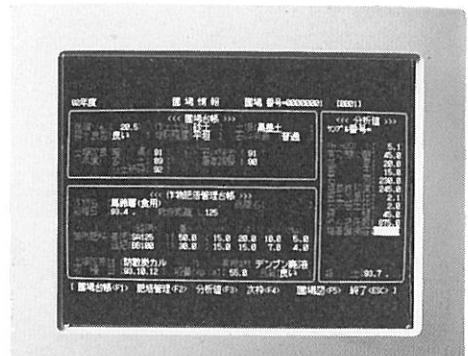
◆今年、中國大陸では気象災害が頻発し、国民の食糧問題はいよいよ緊迫化していると伝え聞く。また不幸な戦争のあと国交断絶がついている北朝鮮は、食糧不足が益々深刻化し、面子を捨てて日本からの「人道援助」を求めており、第一次決定の三〇万tに加えて第二次の一〇万tについて交渉が持たれている。

◆これらうが、対岸の火災でないことは「平成」大騒動で経験済みである。今後の気象が穏やかで豊穰の秋を迎えることを心から祈る。

圃場情報管理システム

施肥設計シュミレーター

土壤分析値データベース



コンピュータコンサルタント

コンピューターシステムの導入計画

土壤分析計とのオンラインデータベース

その他 各種委託プログラムの開発

ISC

Information system consultant CO LTD

(株)情報システムコンサルタント
札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F
☎ (011) 865-8272 FAX (011) 865-6596



121万haの 大地をから。

日本の耕地面積の4分の1にもおよぶ、約121万haを有する北海道。

澄んだ空気、肥沃な大地、清らかな水…。

農業に適した自然環境だけに頼ることなく、つねに食卓の声を活かしながら限りない情熱を傾けてきた北海道農業。

日本の食糧基地と呼ばれるまでになった北海道に、

今まさに、日本中の期待が寄せられています。

ホクレンは、北の大地で生まれるクリーンな農畜産物を、みなさまの食卓にお届けします。

 ホクレン

北海道だから——クリーン農業推進宣言